

午前 11 時 11 分 開議

議長（成田政彦君） おはようございます。ただいまから平成 15 年第 1 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 12 番 北出寧啓君、13 番 稲留照雄君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、議案第 6 号 泉南市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を継続いたします。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

大森議員。

4 番（大森和夫君） 議案第 6 号に反対の立場から、日本共産党を代表いたしまして討論をいたします。

施行以来 28 年にわたった地域改善財特法が 1997 年 3 月末に廃止され、財務処理の 5 年間の経過措置も昨年 3 月で期限切れとなりました。法制上は、地区指定の概念がなくなりました。ここ数年、高知県を初め市町村では同和行政の終結が宣言され、終結、終結に向けての転換は、今や時代の流れとなっております。

大阪府や泉南市におきましても、社会的問題としての部落問題は基本的に解決し、同和地域は消滅したと考えられます。部落差別が現存する限り、同和行政は積極的に実施しなければならないという見解は、部落問題の解決は行政措置によって達成できるとする同和行政万能論や、その責任は行政にあるとする行政無限責任論に立つもので、部落問題解決に逆行するものであります。

今議案第 6 号におきましても、同和対策を同和問題解決のための施策、人権啓発を人権推進と言いかえても、地域改善財特法失効の趣旨、また同和終結の流れに反するものであり、反対といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上

げます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第 6 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第 6 号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第 3、議案第 7 号 泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙公報発行に関する条例及び泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第 7 号、泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙公報発行に関する条例及び泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書 27 ページをお開き願います。民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 14 年法律第 100 号）の施行により、民間事業者が信書の送達事業を行うことができることとなったことに伴い、関係条例中において所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものでございます。

次に、議案書 29 ページをお開き願います。泉南市議会議員及び泉南市長の選挙における選挙公報発行に関する条例の一部改正につきましては、第 3 条第 1 項中、「郵便」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書事業者、同条第 9 項に規定する特定信書事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便

事業者による同法第2条第2項に規定する信書便」に改正するものでございます。

泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、第4条第2項中、「郵送」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付」に改正するものでございます。

なお、本条例は、平成15年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 松本議員。

11番（松本雪美君） ただいま助役の方から説明をいただいたんですけども、ややこしくてよくわかりません。それで、選挙における選挙公報の発行に関する事、それから印鑑登録及び証明に関する、そういう部分での条例改正ということですけども、もうちょっと詳しくどういう状況になっているのか、みんなにわかるように説明をお願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 津野総合事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 今回の条例の件でございますが、私の方から選挙に関する部分についてを含めて申し上げたいと思います。

現在、郵便業務につきましては郵政事業庁の独占的な事業でございましたが、今回の法令改正によりまして、信書の送達の業務についてはあまねく公平な提供を確保し、利用者の選択の機会の拡大を図って、もって公共の福祉の増進に資するという事で、民間業者が新たに郵便 郵便でなしにこの場合は信書という形で表現をいたしておりますが、そういう業務にかかわることができるようになったわけでございます。

今回の選管の部分につきましては、あくまでも郵便によることなく文書をもって選管に申請をするという条項になっておりまして、この郵便部分

にプラスアルファとして今回認められております民間業者の部分についても選管に持ち込むという形は認めないと。ですから、従来の郵便プラス民間業者が認められた部分についても、この選管の選挙公報事務に関しては認めないという御理解をいただいたらいいかと思っております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 私の方から、印鑑登録の関係について御答弁申し上げます。

例えば、印鑑登録をしに窓口へ参りました場合、本人確認できない場合がございます。その場合は、私どもは照会文書というんですか、本人さんあてに住所まで送りますので、そのときに今まで郵便であったものは民間業者の参入により、それでも可能であるということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） 松本議員。

11番（松本雪美君） 選管の部分は、もともとの条例も、今までの分でも、そういう選挙公報をつくるにつけての本人の、候補者になる方の状況を書いたものを郵便物で送り込んではないという、そういうものになっていたから、当然今回は民間業者の配達で認められたとしても、それは同じようにそういう扱いであると、こういうことですね。

あと、こちらの方の印鑑登録の場合は、今の御説明でよくわかりました。これは民間業者に、印鑑登録のための事務処理のためのはがきを民間業者の人が配達してもいいですよと、こういうことですね。 はい。

1つは、印鑑届だけではなくて、例えば納税書とか、それから国保の納付書とか、福祉関係による市からのお知らせの書類とか、いっぱいいろいろと市の業務としてやらねばならないという送達事業があるわけですけど、これらは今回の国の法改正によってはかわりを持たないものであるんかどうか。ちょっとその辺はどういう扱いになるのか、聞かしてください。

それから、この法改正によって、現在泉南市での実態として、民間業者がもう参入をして、実際に配達業務にかかわるんだというような事例は出

てるんでしょうか。それから、この法改正によって全国的にもと言いますと、ちょっと調査も難しいでしょうが、この阪南各市においては、実際にこの国の法改正を受けて、自治体でこういう形で条例改正をしているところがあるかどうか、その辺を聞かしていただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） 4月1日から日本郵政公社が発足と同時に、郵便事業への民間事業の参入が可能となりますが、全国で事業を営む一般信書の事業の民間参入は、現在のところ私どもは聞いておりません。

ほかの自治体ではどうかというところですが、私ども聞いておりますのは、条例化しているところについては、条例改正するというふうに聞いております。

また、全庁的なことですので、その辺のことを今後検討していかなければならないと。ほかの各課もありますんで、私どもではちょっと返答しかねますんですけども、私は全庁的なことであると思いますんで、今後検討していかなければならないというように考えております。

議長（成田政彦君） ほかにございせんか。

松本議員。

11番（松本雪美君） 一番心配なのは、民間業者が参入されて配達業務に入られた場合、例えば泉南でも楠畑やとか葛やとか、そういう遠距離になる、僻地と言われても言い過ぎではないようなそういう地域などへの郵便物ですね。その信書を配達することが、投函してからおくれることがあるようなことはないか、日数はかかってほとんど郵便物がないために、固めて持って行って経費を節減するようなことはないかとか、そういうことがすごい心配なんです。

それから、郵便料金のことでですけど、この料金ではいろいろ問題として取り上げられてきたのかどうか。ひょっとして民間業者が利益にならないようなことであるならば、その料金を値上げしてくるのではないかと、そういうことがすごい心配なんです。

それから、もう1つは、子会社や孫会社の設立も認められたということでもありますから、そう

いう郵便物、信書がどういうふうに使われていくのか、郵便物そのものもどこに、どんな、どのうちにどういう郵便物が着いたかということ、配達をするということで、その配達する人がそういう民間業者であるわけですから、プライバシーなんかのことについても、中身は見なくてもどういうものが届いたというようなことなんか少しやっぱり心配なんです。そういうプライバシーの面でおきましてもね。だから、その点私が今言ったようなものについては、どう考えておられるのか。

政府は、最終的にはダイレクトメールの広告の内容の入ったようなものとかキャッシュカードなんかを信書の対象から外したと、こういうふうに聞いてますし、利益の上がないようなものについては、民間業者が扱わないでもいいような勝手解釈の結論の出し方をされたと聞いてますので、その点で答えられない部分は結構ですけど、答えられる部分についてはお答えください。

議長（成田政彦君） 油谷市民生活環境部長。

市民生活環境部長（油谷宗春君） ちょっと答えられない部分もあるんですけど、近い将来、総務省へ事業許可の申請とかあった場合、現在の郵便事業と同等の安全性や利便性、敏速性、料金体制など、やはり今後全庁的に検討する必要があると私は考えております。

また、秘密の保持というんですか、プライバシーの問題につきましては、秘密の保護ということで第5条にも載っておりますし、罰則規定もございますので、それで私どもはちょっと担保されるんかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございせんか。

和気議員。

19番（和気 豊君） 今のやりとりを聞いておりましたが、もうひとつ合点がいかない点がありますので、再度重複しているかもわかりませんが、やはり私、気になるのはプライバシーの問題なんです。

今までいわゆる信書というふうに言っていたのは、自筆によって、自筆で封筒の中へ入れて厳封、密

封して送るいわゆる親書。そういうのは当然密封、
厳封するわけですから、プライバシーは守られる
んですが、今回の例えば選管がお出しになる書類
ですね。投票するときの入場券ですね。はがきで
送られますよね。これはもうだれが見ても、ぱっ
と裏を返したらもうはっきりわかるわけで、居住
地、それから名前、投票権のあるなし、こんなこ
とはもうすぐわかるわけですし、年齢まで 年
齢はわかりますかね。一定のことはわかるという
ふうに思うんですが、そういうはがきが民間業者
にいわゆる信書便というふうに変更されて扱わ
れるということについては、本当に素朴な疑問な
んですが、その辺プライバシーが守られるんだろ
うかと。

密封されてるやつは、もうこれはあけない限り、
そんなことまで業者がするようなことはないとい
うふうに思うんですが、先ほどちょっと油谷さん
から5条云々というふうなことを言われたんで
すが、その辺の取り扱いはどうなんでしょうか。
議長（成田政彦君） 津野総合事務局長。

総合事務局長（津野和也君） 今、和気議員さん
の方から、選挙に関する件で御質問がございま
したので、私の方からお答えを申し上げますが、確
かにプライバシーの問題というのは、大きな問題
かと思っております。

ただ、今さっきも部長の方が御答弁申し上げま
したように、今回の法の中できちっと秘密の保護
ということで限定をいたしておりますので、あく
までも業者の方としましても、その辺については
十分わかっているかと思っておりますが、選管の方
におきましては、当面の間につきましては、やはり
このはがきというはおくればなりませんので、
一応一般物については3日以内に各家庭まで送達
しなければならないという規定なんかもございま
すが、当面選管といたしましては、従来どおり郵
便局を使ってはがき等についてはやっていきたい
と考えているところでございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

松本議員。

11番（松本雪美君） 泉南市議会議員及び泉南

市長の選挙における選挙公報発行に関する条例及
び泉南市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を
改正する条例について、反対の立場で討論をいた
します。

第154国会で日本郵政公社法が可決されまし
た。そして、民間事業者による信書の送達法も可
決されました。郵便の送達事業は、郵政の3事
業の中の大切な事業の1つであります。これを民間
事業者が参入できるようになり、当泉南市でも条
例改正をするというものであります。

泉南市でもこれまで市民の個人あてに送達され
てきた信書、印鑑届の確認業務にかかわるはがき
の送達を民間事業者に任せられることができるよ
うになったと、こういうものでありますけれども、利
益を得ることを求めるのは民間業者は当然であ
ります。郵便信書送達事業の全国一律の低料金のサ
ービス体制を崩してしまう何物でもないというこ
と。しかも、信書の定義から利益の薄い宣伝物の
ダイレクトメールやキャッシュカードなどを外し、
民間企業に有利な市場を開放し、郵政公社には利
権、天下りの温床となる子会社、孫会社の設立を
認めるというものであるということでありませ
ん。このことは、郵政公社の経営悪化の民営化誘
因にもつながるものであります。

我が党は、これまで政府が責任を持ってきた国
民の通信事業であった郵便の信書送達業務が民間
業者の参入を認めるというものであり、これを受
けてこの泉南市の条例改正には反対であります。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可
とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よ
って議案第7号は、原案のとおり可とすることに決
しました。

次に、日程第4、議案第8号 特別職の職員の
給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長
の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第8号、特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。現在、本市が置かれている厳しい財政状況に対処するため、行財政改革を積極的に推進し、財政再建を図るため、昨年、財政健全化計画を策定したところでございます。以後、鋭意実施に向け取り組んでいるところでございますが、その中には市民及び職員に負担をお願いする内容も含まれており、そのためには特別職は率先して痛みを分かち必要があるとの考えから、既に平成11年度から14年度まで給料の10%減額を実施しておりますが、引き続き特別職の給料の減額を実施するため、本条例を提案するものでございます。

次に、議案書33ページをお開き願います。改正の内容といたしましては、特別職の給料を従来の一律10%減額からさらに減額を行うものであります。具体的には、議案書にもお示しいたしておりますように、市長については81万9,000円を77万3,500円に、助役については70万2,000円を66万3,000円に、収入役及び教育長については63万9,000円を62万4,800円とするものでございます。これは、本則の規定の給料から市長、助役ににつきましては15%、収入役、教育長につきましては12%減額した額でございます。

減額措置の期間につきましては、平成15年4月1日から平成19年3月31日までの4年間となっております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。 和気議員。

19番（和気 豊君） ただいまお話がありました。これ年間全体総額、そして18年の財政健全化計画までの間にどれだけの効果額があるのか。

それと、財政健全化計画の中で位置づけた施策だと、こういうふうに言われたんですが、財政健全化計画の中で果たす今回の減額の影響、意味ですね。これについてもお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

以上、2点でございます。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） お答えさせていただきます。

今回の特別職の給料の減額措置でございますけれども、健全化計画の中では特別職等につきましては4年間で3,200万の計画を行っております。これは当初の計画では10%ということで、現在行っている分の同じ率で減額をしていくという計画でございましたが、財政の状況が非常に厳しいということの中で、さらに市長、助役、収入役、教育長については、それよりも減額率を大きくして減額をさせていただいて提案をさせていただいておるものでございます。これによりますと、4年間での減額、削減効果額でございますけれども、4,160万ということになります。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 財政再建にどんな効果と影響。早くしてください。中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 失礼をいたしました。今回、健全化計画の中では、市民への負担を強いるものもございまして、その中で今回特に特別職、一般職も含めてでございますけれども、人件費等についても減額措置をさせていただくということでございます。その中で、財政運営の中で寄与していこうということで、計画以上に減額率を大きくした中で今回提案させていただいておるものでございますので、4年間、大変厳しい中でございますけれども、4,160万でございますが、財政運営の中でその一助にしたいということで提案をさせていただいてるものでございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） ちょっと私、計算ようせんのですが、4年間トータルで言われたんですが、

ことし、15年度のいわゆる波及効果ですね。これは4で割ったらいいわけですか、4,160万を。1,040万ということになるんですか。

それで、従来10%、3,200万ということで800万、こういうことで10%の減額を考えてこられたと。しかし、今の財政事情等考えれば、それでは済まない。市民に使用料、手数料等のアップも負担増もお願いしていると。こういうことで思い切って15%にしたと、こういうことだろうというふうに思うんですが、財政健全化計画ではそのところを聞きたいんですよ。

それじゃ、当初これぐらいを負担増、あるいは減額でお金を浮かそうと。出を制すると、こういう点でこれだけと、そしてあと負担増でこれだけと、こういうことでやっぱり総枠が違ってきますよね。その辺はどうなるんですか。わずかですけど、3,200万と4,160万。960万ですか、これぐらい違うてくるわけですから。

私、8月に健全化計画が出されて、それから本当に健全化計画を忠実に守っていくというふうなことではなくて、これは確かに財政に及ぼす影響ということでは960万出るわけですから、出を制するわけですから、そういうことなんです、本当にこのことで15%にはできない収入役さんや教育長さん、出てきてるわけですね。余り減らし過ぎて結局部長級よりも下にいくと。本当に私、我々はどっちかというと毎日登庁しなくてもいいわけですが、収入役さんはもう本当に金庫番ですし、教育長というのは、本当に今、現下教育情勢、現場の状況は非常に大変な状況で、毎日出て来られて執務に当たられてると。いわば常勤職ですよ。余り減らし過ぎて、本当にこれで仕事ができるかどうか。

例えば、今度教育長になられた方というのは、本来であればまだ定年前、現職、58歳ですよ。まだ生活もあるだろうし、子弟も抱えておられるだろうし、これは本当に大変だなと。本当に状況が大変なだけに、やっぱりかすみ食うてやっつけかかれへんわけですから、十分な生活が保障されて初めてこういう執務が遂行できるというふうに私思うんですよ。そういう点では、余りカットされるということについてはどうなのか。

私は、こういうことをやられるのであれば、むしろ助役さんを何とかされる方がよかったんじゃないかなと。本当に必要な、地方自治法にのっとる必要な部署の皆さんが、本当にその部署の仕事を全うできるような、そういう報酬体系といえますか、それを崩すような根本的な改正は、これは余りよくないんじゃないかなというふうに思うんですが、そういう点ではどうなんでしょうか。

それと、部長さんと収入役、教育長の差ですね。どれぐらいになってるのか。部長でもいろいろ平均がありますけれど、部長の最高級ですね。これとこの辺のあやち。12%減額ですからその辺の兼ね合い、こういうものもお示しをいただきたい。

本当に仕事ができるかどうかという、これは本人の頑張り、気概、これもありますけれど、やっぱりかすみ食うて生きていかれへんわけですから、生活の基盤が成り立って初めて仕事を全うすることができるわけですから、何回も繰り返しますけれど。そういう点で、その辺をどう考えておられるのかも含めてお示しをいただきたいというふうに思います。これはぜひ市長からもお聞かせをいただきたい。一番最後に再度繰り返した部分ですね。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 現在、10%カットしてきておるわけでございます。私、就任してからほとんど、一部議会で否決されたときもありましたけれども、任期の大部分については10%カットという形で今日まで来ました。もちろん生活もできております。今回、さらに5%上積みしてカットするという案を提案させていただいております。教育長、収入役についてはあと2%上積みカットと、こういうことでございますが、生活の方は当然やれております。

それと、仕事の職務というのは別でございますし、職務は当然給料をいただいているわけでございますし、それとはまた別に我々の職責というのはいかなるときでも果たさなければいけないと、こういうことでございますから、その御心配は全く要りませんので、御安心いただきたいと。議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 和気議員さんの質問の

中で、部長級と収入役との給料の差ということでございますが、これは昨年9月に健全化計画を出しまして、いろいろと減額率を決める中で、12月でございますが、部長級の一番高い職員、部長級 そのときは健全化前でございますが、その職員と収入役がもし15%を切ったときはどうなるか、12%のときはどうなるか、ちょっと計算をしたんですけども、15%を切ったときは収入役の方がマイナス7万2,000円ほど出てくると。年間の総収入です。それと、12%にしますと、33万から34万収入役の方が給料が上になるということの計算が出ております。

従来から特別職、収入役等の給料については、報酬審議会で諮ってるわけでございますけども、一般職の一番上位の職員が給料が上がってきた段階でというような形もございますので、今回部長級よりも低くなることは避けたいということの中で、12%にさしていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 意見にかえますが、もちろん仕事は全うしていくというね、一定の給料は出てるわけですから。そら頑張ってもらわないかんわけですが、しかし本当に職員の皆さんが、特別職がこうやって減額されますと、当然他の職員にも波及してくるわけですね。幹部職はこれだけ頑張ってるんだから、私はもうやむを得ないかなということで、やっぱり上意下達ということは妥当ではないと思いますが、上がそういう方向を示せば、やっぱりそれに従わなければならないという、やはりお役所勤めといえますか、そういうことの中でやっぱり一定うなずかざるを得ないと、首を縦に振らなければならないという面も出てくるというふうに思うんですよね。

私は、やっぱり職員の皆さんが本当に頑張って、どれだけ頑張っておられるかというのは、1つはその成果は 頑張ってるというふうにそれは言われますよ。しかし、その成果は、結局成果で、その頑張りがどうあったのかというのは、やっぱりその結果で見ていかなければならないと、成果で見ていかなければならない。

例えば、言いにくいんですが、減額されているときにね。やっぱり税収問題ですよ。そういう結果で本当にどれだけ頑張ってきたのか。本当に給料に見合うお仕事をされてきたのかと、こういうことになってくるというふうに思うんですね。

だから、今むしろ一定の給料は確保してでもやっぱり成果を出してほしい、結果を出してほしい。とりわけ税収20億近い落ち込みの、他市に比べても10数%も落ち込んでいるこの税収で結果を出して、そして4,160万と、20億近い税収の落ち込みと、こういうことからすれば、本当にこれはわずかな額じゃないですか。

私は、むしろ本当に、せめて最高行け、100%行けとは言いませんよ、今の時代ですから。せめて他市町でも行っている92%ですか、そういう線はひとつクリアするために、むしろ仕事を大いに発揮していただく。目に見えない残業等も大いにやっていただく。この4,160万削るよりも、そういうところで本当に入るを図ると、こういう点で大いに発揮をしていただきたいというふうに思うんですが、本当にその辺が大切なんではないだろうかと。まだもっと続けてやれということなんで、あと1分ほど。

その辺が極めて大切だろうというふうに思うんです。職員に波及すると。精神的な重圧、プレッシャーをかけるという意味と、そして本当に減額で糊塗する。これは容易ですよ、幹部で相談してだっとやりはるわけですから。しかし、それよりも本当に頑張らなければならないのは、こういう減額で糊塗するということではなくて、本当に税収を1%でも上げていくと。1%上げれば2億ですよ。そういうことの努力を本当にしていただくことの方が大事なんではないかというふうに私は思うんですが、その辺何か御意見があれば、お示しをいただきたい。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 後の議案ともかかわりがある部分でございますけども、我々が減額をするから職員にも、そういうことではありませんで、後の議案は後の議案できっちりとお互いに話をした中で、お互いに痛みを分かとうと、こういうことでございます。

それと、入るを図るという部分については当然でございます、この減額とかそういうことはまた別の話でございます、さっきも言いましたように、職務を誠実に遂行するという中で実は上げていくということでございます。

頑張っていたいてまして、この間の監査報告の月では若干マイナスということでしたが、その月ではプラスに転じているということもありますので、そういうことも含めて努力をいたしておりますから、御理解をいただきたいと思えます。

議長（成田政彦君） 質疑の途中でございますが、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時 1分 休憩

午後1時12分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の議事を継続し、議案第8号に対する質疑を続行いたします。質疑ありませんか。

真砂議員。

21番（真砂 満君） ごく簡単に質問させていただきたいと思えます。

まず、冒頭に午前中の和気議員の質疑の中で、市長がみずからの特別職の給与条例のカットと一般職と連動性はないんだというような趣旨のお話がありました。しかしながら、現実を見てもらってもおわかりのように、まさに連動しているわけでありまして。その辺について、私は市長の考えは少し違うのではないのかなというふうに、まず思えます。

そこで、基本的なことから話させていただきますと、私は特別職であろう、一般職であろうと、給料をカットすることについては、いささか問題があるというふうに思っています。当然の労働の対価として、また条例に基づいて決められた賃金をいただいているわけですから、その賃金の中で精いっぱい働く、それが基本であろうというふうに思っています。

そこで、今提案の理由で述べられました本市の財政事情ということで、特別職に限っての話になりますが、このことに限って給料を、本俸をカットするということがあります。さすれば、今日の

財政状況を生んだ結果責任でこのようなカットをされるのかどうかですね。特に、特別職でありますから、会社で言ういわゆる経営陣、トップの賃金カットということだろうというふうに思います。

そういう意味合いからすれば、これまで市長も冒頭に述べられてましたように、就任以来ずっと10%カットをして、今回さらなるカットだというお話ですが、今日みたいな厳しい状況になった経営陣としてのカットということであれば、もっとカットすべきだろうというふうに思います、そういう意味合いであればですね。

私は、そういった意味合いではないというふうに思っておりますけれども、そういった観点で物事を提案をしていくということになれば、そういうふうには言わざるを得ないというふうに思います。その辺をきちっとしていただきたいというふうに思うんですよ。

確かに今回のカットをすることによって、4年間で4,160万の効果があるということでありましてけれども、果たして本当にそうなんでしょうか。4年間で4,160万の効果を上げるということであれば、今行っている財政なりそれぞれの事業なり、そういったことを基本的に見直して、もっと大きな効果額を生む、そのことが今求められているのではないかとこのように思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目でございますけれども、本市の場合は、関西国際空港の開港を目指して関連地域整備ということで大変多くの事業をやってまいりました。それに伴って、当然人件費といいますが、人を雇用したという分もございまして、それが人件費にはね返ってきたという部分もございまして、一方では起債の大量発行というのもございました。その償還といいますが、それが今年度、14年度ピークを迎えてるという部分があります。

顕著に言いますと、そういう今までのような形の基盤整備を中心にやってきた、その今一方では返済の重圧というのがございまして、一方ではこの平成不況と言われる不況がバブル崩壊後非常に長期に今日もまだなお続いているという部分と

が重なり合ったという部分がございます。

ただ、本市のやってきた事業を振り返りますと、確かにいろいろやってきたわけでございますけども、それはやはり泉南市の都市基盤の整備であり、あるいは総合福祉センターを初めとした市民に密着した事業を中心にやってきたという部分が非常に多いというふうに思います。

そういう意味では、やはり結果としては市民にそれだけのさまざまな行政サービス、あるいは利便性も含めた住民還元ができてるんじゃないかなというふうに思っております。しかし、それと長期の不況ということが相まって、こういう形になってきているというのも事実でございます。

ですから、例えばやるべきことをやらなくて非常に財政が悪化したということであれば、これまたゆゆしき問題かなというふうに思うんですけども、本市の場合は、比較的今日に至ってるという説明については、ある程度明らかにできる部分があるというふうに思っておりますので、非常に一時期に集中したというのは確かにあると思いますが、それだけの効果を発揮してるというふうに考えておりますので、それと今回の部分というのはひとつ御理解をいただいて、今回の減額というのは、従前からもやっておりますが、1つはやはり長期の歳入が非常に厳しくなってきたという部分に負うところも非常に多いというふうに考える次第でございます。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 確かに、今市長がおっしゃられましたように、特に泉南市の場合、基盤整備を中心に道路であるとか下水であるとか、そういった関連の事業が多いですから、その効果というのは借金といいますか、負の部分での返済にかかってくる部分が前年度、また今年度という形でのピークを迎えている、そのことは事実だというふうに思います。そういった意味では、阪南市の状況の悪さと違うと、そのことは理解をしているつもりであります。

ただ、私が言いたいのは、他の事業もありますよね。だから、市民に密着をした事業である。すべてがそうであるからいいんだというようなふうに聞こえたわけですが、もっとそれぞれの事業を

精査していただければ、今本当にこの苦しい財政の中でやらなければいけない事業なのかどうかという点は、私は一考の余地があるというふうに思います。

ただ、事業の進捗ぐあい等がありますから、その辺は若干の見解の相違はあろうかというふうに思いますけれども、今ここに来て人件費率が確かに泉南市の場合高いです。これはもう財政の収入の部分にも影響してまいりますけれども、一番大きいのはやはり分子と分母との関係であるというふうに思っています。

それと、個々の賃金の高い低いということではなくて、総数、総パイの関係はどうなのかということも視点を与えるべきだろうというふうに思っています。個人の賃金なり歳費なりを削減をするということの手法ではなくて、きちっと与えるものは与えてしっかり仕事をしてもらうと、やる気も持ってもらおうと、そういった視点が今必要ではないのかなというふうに思っています。

特に今、後の議案にも若干触れてしまいましたが、その辺はお許しいただきたいと思うんですが、とにかくしんどいからといって、気持ちの上ではみずから率先してカットをしていく。だから、市民の皆さんにも御負担をお願いしますという姿勢の部分についてはわかるんですけども、私はここで発想をきちっと転換をして、与えるものはきちっと与えながら、やることはしっかりやってもらうんだと。その方が、かえって職員の士気も含めて高揚するのではないのかなというふうに思うんです。

ですから、要るものについてはきちっと担保する、そのかわりカットするものはきちっとカットしていくんだというめり張りがやっぱり必要ではないのかなというふうに思うんですが、その私の考えについての市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特に、人件費にかかわる部分でございますので、慎重でなければならぬというのは、私も同じ考えでございます。ただ、現状を見た場合、特に我々官公庁職員といいますか、それと民間の皆さんの置かれている立場、そして

納税者の立場から見まして、特に今の時代がまだしばらく、好転する見込みがあれば、そういうことも当然我々も考えなきゃいけないと思うんですが、ここしばらく非常にやはり厳しい状態がまだ続くというふうに考えております。

したがって、その中でいかに歳入を確保し、また歳出を抑制していくかということについては、当然事業のいろんな洗い出しというのがありますんですが、基本の部分、特に本市の場合、人件費に占める割合が非常に高いということも踏まえて、一方では考えていく必要があるということで、今回そういう提案をさせていただいてるわけでございます。

おっしゃる意味は私もわかります。しかし、また後ほど出てまいります、一方では、本市の場合、非常に公共的料金というのは、長い間据え置かれてきたという部分もあって、今回理論的にきっちり受益と負担という観点から見直しをしようという議案も提出させていただいてるわけでございまして、これはやはり市民から見れば、あるいは市民感情からすれば、それだけ負担を市民に強いるということになれば、当然まず身内もいろんな角度から見直すべきだという声もあるというふうに思いますので、そういう観点から今回、後の議案も含めて御提案をさせていただいてるわけでございます。

真砂議員のおっしゃることも十分理解はするわけでございますが、万やむを得ない措置というふうに御理解いただければというふうに思います。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 精神論的な部分では、やはり市長並びに市トップ三役がみずからの給料を下げて頑張っていくんだということはよくわかります。ただ、泉南市の今の現状を見た場合、やはり公債費率であるとか人件費率、また逆に積立金が非常に少ないと。他市と比較をして、そういった財政の硬直した状況というのがあるわけですね。

そういったことを考えた場合、やはり事業の見直しなり総人件費のあり方の問題について考えていかなければ、やはりいけないというふうに思っていますし、個々の部分に手をつけるというのは、私は少なくとも最終的な手段ではないのかなとい

う気がしてなりません。これは以前からも発言をさせていただいております。ですから、特別職だからいいんだ、一般職はだめなんだと、そんなことではなくて、特別職であろうが一般職であろうが、同じだというふうに思ってます。

ただ、私が言いたいのは、経営的な責任においてこのような処置をするんだという観点であれば、もっと大幅な減額をすべきだろうというふうに思います。決して経営的な責任をとれというふうには申してませんけれども、そういうことに一般的にはなるのではないのかなというふうに思います。経営責任的な兼ね合いはどうですか。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 赤字決算が続いているということについては、責任の一端を感じているのは事実でございます。ただ、先ほども言いましたように、今の状況からしますと、いち早く我々も行財政改革に取り組んできて、何とか何とか財政を運営しているというのも一方でございます。

それと、先ほどの繰り返しになりますけれども、比較的原因がはっきりしてるということですので、それはどう見るかという違いはあるというふうに思いますけれども、私は少なくとも泉南市の場合は、そういういつとき集中投資がありましたけれども、それは大きく市民に還元されてるというふうに考えているものでございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

北出議員。

12番（北出寧啓君） それでは、何点が真砂議員と若干重なる部分があるかと思うんですけれども、御質問させていただきたいと思います。

基本的には、真砂議員がおっしゃったように行政経営、パブリックマネジメントという観点から今後どうあるのかということになると思います。

この減額の問題ですけれども、基本的に義務的経費が負担になっているということで、公債費、扶助費、人件費ということの枠組みの中で局所的に今この問題が上程されてきているということだと思います。

ただ、やっぱり我々が実際人件費が大阪府下でワーストワンであるということの主な理由は、庁

舎外の人件費が過剰に要っていると。そういうことで、幼稚園、保育所を含めた統廃合の問題も出てきたと。あるいは清掃業務に関する民営化の問題も出てきたと。問題は提起されてるけども、なかなか前へ行かないと。

この問題で旧来的な、我々は確認しなきゃならないのは、今まで公というものを官が独占してきたんだと。そうじゃなくて、市民社会でも我々は公を担え得るんだということで、協働ということが出てきてるわけですね。それは単に市民にとどまらず、企業もそうなわけです。

企業は営利目的で、いわゆる公共的なものを担えないというのは、旧来の官の判断であって、それは大きく時代の流れの中で価値転換を起こしてるわけですね。民営化が悪いという話では全くないわけです。世界の流れの中で、より効率的、機能的にする部分で、民で運営できるものはそうしようという流れがあります。

その範囲の中で、今までの問題が出てきてるわけですけども、市長にこの辺の問題を今後どう考えてらっしゃるのか。でないと、この管理職等それだけでは小手先になるわけですから、総体としての市長の人件費に伴う戦略枠組みを提言していくということで、痛みをともに分かち合うということも含めて、新しい時代の選択としてどうするのかということをお聞きしたいと思うんですね。

それと、市民サービスの件に関しては、若干意見もそれぞれ真砂議員もおっしゃいましたけども、相違するところもあるし、ただやっぱり問題なのは、きちっと公共事業の評価を共有するためにも、やっぱり評価制度、事業評価等をこれからきちっとやっていただきたい。

さっき市長おっしゃいましたけど、私も触れさせていただきます。公共料金の問題もコスト計算は、これはどうしてもやらなきゃならない。今までやってなかったことが問題なんです。ただ、突出して市民負担の公共料金の高だけでコスト計算が出てきてるんで問題があるんで、それは今の事務事業のコストとか、すべてトータルで出しているかなきゃならないと。そのためのこれは発端なんですよということをやっぱり明示的に言っていた

だかないと、市民負担だけコスト計算して、庁内の事業関係、公共事業関係はコスト計算しませんよということでは、これは余りにも一方的であるかなというふうに考えますので、その点の考え方も、今後のあり方、戦略枠組みをおっしゃっていただきたいと思います。

当然、旧来、最近言われている農業公園なんかの問題、PFIの問題とか、いわゆるプライベート化の民営化の問題、あるいはエージェンシーの問題、あるいは外部委託の問題等含めて、あくまで、しかし我々自体は、それはこの企業に公を委託するんじゃなくて共有するんだということで、ともに担っていくんだという新しい時代の枠組みの中で、やっぱりそれを自覚的にやっていくということが必要だと思わすけども、その点についてもちょっと考えをお示しいただきたいと思います。

大枠でございますけれども、答弁お願いいたします。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の外部委託等の問題でございますけども、我々も今回の行財政改革実施計画あるいは健全化計画の中でもそれはうたっております。

特に、おっしゃられましたように、昔と違いまして今は民間のいろんな活躍の場というものがだんだん広がってきておりますし、それなりの受け皿というものが整ってきているというふうに思っております。したがって、本当に官でやらないといけない部分というのは、かなり狭まってきているというふうに思います。

ただ、従来から行政でやってきた部分というのは非常に多いもんですから、一時に急に全部というわけにもまいりません。したがって、アウトソーシングする場合も、今の直営でやっている部分の職員の状況とか、それから当然コストの問題もありますし、それから時期の問題もあります。ですから、それらを十分勘案しながら順次可能なものについては、そういうふうな形に切りかえていくということが大切だというふうに思っております。

少しずつではございますが、やっております。

ただ、遅いじゃないかという話もあるかも知りませんが、それはその職場における職員の年齢構成とか、そういう形もやっぱり一定配慮しないと、やはり非常に逆に一時的に経費が増大するということにもなりかねませんし、また職員の身分の問題も生じてまいりますので、そのあたりは一方では慎重に行いながら、しかも一方では大胆にやっけていくという、大変、言葉の上ではそう言えば非常にきれいなことになるのかもわかりませんが、難しい問題がございます。

ですから、基本的にはおっしゃいましたように市長部局といえますか、庁内職員そのものについては、泉南市の場合は、決して多いという数字ではございません。むしろおっしゃったように、保育所とかあるいは幼稚園とか、これは充実するという部分もありますけれども、その辺のカウントが全体に大きく響いてきているという部分がございますので、やはりそのあたりについても、最近では民間が担って官でやれなかったようなサービスも付加して、例えば保育時間の延長も含めたということが民であれば比較的可能ということになってきておりますので、本当の市民サービスということ考えた場合に、ただ単に外部委託だけじゃなしに、プラス市民サービスということ考えた部分まで視野に入れながら、今後展開をしていく必要があるというふうに考えておりますので、私もそういう方向性というものは、やはりきっちり据えていきたいというふうに思っております。

それと、事業評価等については、現在長期間にわたります事業については外部も入っていただいて、事業評価制度というものを既にやっております。ただ、その他の全体の行政評価ということについては、議員も御質問ございましたように、今年度からそういう形でスタートしてきておりますので、その速度を速めてトータルとしての行政評価ができるようなシステムづくりを早期にやっけていきたいというふうに考えております。

それと、いろんな事業手法がございますけれども、PFIも当然その1つだというふうに思いますし、その他の方法もございますので、これは時代の流れとともにいろんな外部なり行政でやるのではなくて、他でいろいろ事業を立てかえてやっていた

だくというようなシステムもでき上がってきておりますので、それも我々十分取り入れられるものは取り入れて考えていきたいと。

農業公園については、あとの一部の施設建設等、管理で今それを導入しようというふうにしておりますけれども、そういうことも考えていきたいと思っております。

ですから、今後のあり方といたしましては、やはりできるだけ、今の時代でございますから我々自身もスリムになって、そして外部、アウトソーシングできる部分は、それはできるだけそういう方向に持っていくという方向に展開をしていきたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 大胆な枠の中で、大胆に細心に実施していただきたいと思います。

市長ね、やっぱりこの信達樽井線でも一気に上程して、市長決断されたわけですよ。この是非は横に置いとしまして、こういうことは市長決断が早いんですよ。内部の改革というのは、なかなか我々にとってはいら立ちを覚えると、決断できていないということをもうちょっとやって考えていただきたいということですね。

それと、やっぱり外部委託とかいろいろ含めて、より特化されてくるのは、公務員全体の政策能力の向上がないと、これエージェンシー論にしても、この間申し上げた部長がきちっと把握しないと部下が動かないとか、あるいはもっと考えたら、民営化も含めて市民社会の中で行政官庁の位置といったら、それこそ各職員がすべて政策をきちっとわきまえて、泉南市のこれからの方向も踏まえた上で個々の業務に取りかかっていかなきゃならないと。そのために行政評価の手法とか取り入れて、職員が周知していくということをもう早急に形成しなきゃならないと。

これはもう待てないという問題なんで、やっぱり個々の係を見ますと、泉南市がどう動いているのかほとんどわかってないわけですよ。自分の職務という、特に特化した部分は専門化してますけれども、ただ全体に泉南市どうなのと。

ということは、話してもほとんど議論になりにくいというのが、やっぱり経験的にそういうふう

に受けとめられますから、それこそまさに行政評価の枠組みで、いわゆる業務棚卸しでことしはいくということですが、基本政策なり施策なり事務事業評価、自分の位置が何かということ、そこで職員文化の大きな変革を、やっぱり市長の決断がもっと要求されるというふうに考えております。管理職のこれからの行政評価の合意形成も含めて、やっぱり果敢にやっていただきたい。

その辺でとめたいと思います。もう意見にしておきます。

議長（成田政彦君） ほかに。 大森議員。 4番（大森和夫君） 市長の給料を決めるのに、本当に大変な議論が続くんだなと思って感心して聞いているんですけども、1つは財政健全化計画との関係でお聞きしたいんですけども、これの中では、例えば特別職の給料等は10%減額ということで計算されてますよね。この兼ね合いがどうなのかと。数が変わってきてますんでね。

あと、管理職とかの手当なども削減額を聞いてみますけども、次の議論にもかかわってくるかもしれませんが、こういう大枠のことなので、ほかのそういう削減状況などもちょっとお話し願えますか。

それと、昨年度公表された各首長さん、府議、大阪市議の給料の状況を見ますと、市長の場合は会社ということで3つ、多分いろんな組合とかの長を兼ねておられると思うんですけども、そういう部分での給料も入っている形だと思うんですけども、一般職員の皆さんは、いろんな手当のカットもされてるといことなんですけども、こういう部分での給料の形態がどのようになっているのか、そういう点もお聞かせ願いたいと思います。

それと、全体の人件費にかかわっての質問はたくさんあったので、やっぱりどうしても聞きたいのは退職金ね、これはどのようにお考えなのか。それだけお答えください。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方からお答えする部分と、あと事務担の方でお答えする部分とに分けさせていただきます。

まず、私の方からは、一部事務組合ですね。今の私の関与しておりますのは、清掃事務組合と湾

岸南部流域下水道組合、これは管理者でございます。それと、湾岸中部下水道組合ですね。これは副管理者と、こういうことですが、それぞれについて報酬をいただいております。そう多くはございませんけれども、報酬をいただいております。

これは一部事務組合を設置しておりますので、特別地方公共団体ということでございますので、それらについては以前、たしか谷議員さんからの一般質問だったかというふうに思いますが、議員さんもそうですが、給料については支払わなければならないと、こういうことになっております。その範囲内でそんなに多くない、その責任度合いに見合った給料ということでいただいております。

それから、退職金というのは特別職の退職金という意味ですか。（大森和夫君「はい、そうですね」と呼ぶ）特別職の退職金については、本市も含めほかも条例化しておりますが、お調べになられたと思います。泉南市は、府下でも最も少ない退職金という形で条例化をいたしております。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 大森議員さんの御質問でございますが、健全化の中での削減状況ですかね。管理職手当も含めての状況ということの質問だったと思いますが、今回昨年5月にいたしました健全化計画の中では、人件費関係では特別職等の給料、今条例提案さしていただいている分ですね。それが10%でございました。あと、職員につきましては、定期昇給の24カ月延伸、それとその他の手当ということで超過勤務手当とかその他の手当の分についても減額をしたいと。それから、特殊勤務手当の減額、それと職員数の削減なり管理職手当の減額ということで計画を立てたわけですが、今回御提案をさしていただいている分につきましては、まず現在提案さしていただいております特別職の給料の減額ということで、市長、助役については15%、収入役、教育長については12%という形で提案をさしていただいております。減額効果は、午前中にお答えいたしましたように4,100万少しでございます。

それと、一般職の関係では24カ月延伸ということでの協議でございましたけれども、最終的に

は12カ月延伸ということでございます。これが4カ年で3億5,580万5,000円ということになります。

それと、健全化計画の期間中、平成15年度から18年度につきまして、給料月額1%の減額ということでございます。現在、一般職につきましては2%の減額を行っておるわけですが、その分についてはこの3月末で終了するということでございますので、15年度から健全化の中で1%減額をお願いしたものでございます。この効果額が1億5,780万6,000円でございます。

それと、住居手当でございますが、一律手当8,000円を支給いたしておるものについて、4,000円に減額をさしていただくということでございます。この額が1億1,577万6,000円でございます。

それと、特殊勤務手当でございますが、これを現在のある項目の中で一律20%の減額ということで提案をさしていただいておりますが、この額が3,102万円ということでございます。

それと、あと管理職手当については健全化の中に入っておりますが、これは条例の関係ではございません。これは規則の関係でございますので、これは20%の減額というふうに考えております。これが4,921万6,000円ということでございます。

合計いたしますと、7億5,131万9,000円ということでございます。

以上でございます。

総務部長（中谷 弘君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 財政健全化計画の中身でいいますと、これは特別職に限って言いますよ。限って言いますと、約10%の減額でしょう、予定は。予定というか、案はね。年間800万円の減額予定ということで、3,200万になるんですよ。これが何で4,100万にふえたのかということをお聞きしてるんですわ。助役も2人制から1人制にされると市長言明があったんやけども、そういう兼ね合いでこの計画との違いはどのようなのか、それを説明してくださいと言うてるんですよ。

それと、市長にお聞きしたいんですけども、大体見ましたら、そういう一部事務組合の給料は大体幾らぐらいなのかね。金額と、それから市長おっしゃるように退職金の状況はよくわかってますので、泉南市の財政状況の中、退職金を削減する意向はありませんかということの中身なので、その点お答えください。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 他の団体の給料と、こういってございますが、泉南清掃事務組合としては管理者ということで、年間でございますんで21万6,000円でございます。それから、湾岸南部流域下水道組合管理者としましては40万4,000円でございます。それと、中部流域下水道組合の副管理者として37万9,000円ということでございます。

それと、退職金でございますが、先ほども申し上げましたように、非常に厳しい状況も踏まえて、泉南市は、町は別にしまして市の中では最低レベルの既にそういう設定をしておりますので、それは適正かというふうに考えております。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 大森議員からの健全化計画の特別職等の給料の減額と今回の条例提案とどうして違うのかというお話でございますけれども、まず健全化計画の取り組みにつきましては、一定その時点で我々として取り組むべき項目を挙げさせていただいたと。その時点で、現在の特別職の給料の10%減額ということを継続しようということでの意思決定をその時点ではしたわけでございます。

ただ、今般後の議案との兼ね合いもございませぬけれども、一般職の方々、あるいは使用料、手数料の減額ということについて御提案申し上げる中で、やはり一層行財政改革の取り組みについて、幹部の職員、特別職の職員が決意を示し、職員の方あるいは市民の方々にその決意をわかっただくということから考えますと、従来どおりの減額に加えて、さらに上乘せして5%なり2%なり、そのできる範囲の中で減額をさしていただくということが、決意のあらわれとして御理解をさらになさっていただけるのではないかと考えてございませぬ。

今般そういう決断をさしていただいたということでございます。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 余りそういう決意は伝わってこないんですよ。今の財政状況の責任からすれば、こんなもんじゃまだ少ないという意見もありましたでしょう。何でこんなにころころ、ころころ財政健全化計画ができないんですか。守れないんですか。本当にこういうつくる能力あるんですか。

公共事業は、投資的経費は16億円という予算を21億円にふやすし、一番簡単な人件費をどんどん、どんどん削っていく。決意の表明やと言うけども、市長お答えになった退職金、市の中で一番安いかもしれんとおっしゃったけども、それは町と比べて低いというのは大変心苦しい点があるかもしれませんけども、給料でさえ町より少ないですよ、今の泉南市の市長のね。この表を見ますと、いろんな部分あるかもしれませんけども、能勢町、忠岡町などはほかの給料があるかもしれませんけども、泉南郡の田尻町もそうですわね。大きい額をもらってるんですよ。

そやから、財政状況を考えれば、町と比べて退職金、市の中では一番低いですからということでは、これはその点、決意の表明でも何でも無いというふうに思いますよ。何でこんなに計画がころころ、ころころ変わるんですか。

これ、助役がおっしゃってましたでしょう。これに従ってやっていくんやと。これ、バイブル的なものでしょう。こんな行き当たりばったりに、歳出はどんどんふやしていく。歳入は、それは市長みずから減らしてますけども、職員はどんどん、どんどん人件費を減らしていく。こんなあり方で計画実施できるんですか。市民に自分の給料減ったからこの計画が失敗してるのを許してくれと言うて、そんな論理通用すると思ってるんですか。その点、お答えください。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 9月の健全化計画を策定さしていただきますときにもお話をさしていただいたかと記憶しておりますけれども、健全化計画のフレーム、これを基本的にきっちり守っていこう

と。そのフレームと申しますのは、16年度の実質収支の赤字解消、18年度の経常収支比率の93.2%までの経常経費の削減と、こういうお話をさしていただきました。

その中で、当然状況、状況がいろいろ変わります。また、いろんな関係団体あるいは市民の方々、あるいは議会の皆様方の御意見を聞きながら、そのときに適宜、適切な取り組みをしていくと。そして、結果としてそのフレームについては守っていくと。計画というものは、そういう考え方のもとにつくらしていただいたと考えております。

今、大森議員御指摘のございました、健全化計画の精神は当然堅持をしていきますけれども、ここに挙がってる内容ですね。今回の場合は、それをさらに厳しく取り組むということでございますけれども、その1つ1つの項目について、我々は真剣に検討し、議論をして、結果としてその取り組み以上のものができればいいわけでございますけれども、結果としてその取り組み以上のものができないという場合もあるかもわかりませんが、トータルとして健全化計画のフレームを、これをきちっと守っていくと。そういうことで我々は健全化計画を指針と考えてございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 特別職の給与のカットの問題の御提案でございますが、若干一般質問の中でも触れさしていただきましたが、これは特別職という定義なんですけども、これはどういう意味でそれは古い歴史と伝統があると思うんですけども、収入役の場合とそれから教育長 教育長の場合は特別職と呼びませんか、どうなんか。それと市長、助役、こういうことになってるわけでありませう。

これら一般職員でありますと給与というような方式でやられてるんですけども、報酬と給与とどう違うのか、この定義についてちょっとわかりやすく御説明をしていただきたい。議員の場合も報酬と言うてみたり、歳費と言うてみたり、その定義づけがちょっと私にはわからないので、教えていただきたいなと思います。

そこで経費節約、削減のための一手法として、

それぞれの歳費なり報酬を引き下げるということになってるようでありますけども、本来適正な対価かどうかですね。労働者の場合は、勤労サラリーマンの場合は、先ほどの御意見がありましたように、労働の対価として給料を支払うと、こういう歴史的な経緯があるわけですね。

今、連合の方でも春闘が真っさなかであります、ほとんどベースアップはゼロと、定昇だけは何とかクリアできると、こういう連合の会長等のテレビでの報道もあります。日本の中で一番ことし恵まれてるのは日産労連という御存じのような自動車労連関係の組織ですけれども、これは定昇が1,000円、そのほかに年間6,000円の昇給がありますから、年間7,000円の定昇を含めてのベースアップ、こういうことになってるようであります。

日産というのは民間企業でございます、どこかイギリスか外国の方が社長さんをやられておるようであります。私も、菅直人さんが小泉さんに例に挙げて御指摘をしておりましたけれども、民間企業でも業績のいい会社は、そのように労働者の賃金、あるいは労働条件について引き上げをしていると。

自治体経営でも、よく市長がおっしゃるようにサービス産業だという定義からいきますと、これは十分市民にサービスを与えられるような仕事をするのが地方公務員の職員です。市の職員さんですね。これは一般職のあれと違いますけれども、管理職でもそうですが、給料を引き下げるということは、それぞれの生活給というものがかかっているわけですから、私はそれよりももっと別の手法というものがあるのではないかと。

日本全国どこの自治体も赤字だらけですけども、1つは横須賀方式といわれる公共事業の見方、考え方というものの方式もあるでしょう。それから、税金、企業誘致なり産業誘致なりをして、自然増収ということも考えなきゃなりませんし、泉南市の場合は、国際都市というアドバルーンも上げてるわけですが、国際都市らしい集客、いわゆるお客さんが集まる、人が集まるようなまちの形態にはなっていないと、まだ今のところ。

今、農業公園とかいろいろりんくうタウンの問

題もありますけれども、じゃ泉南市に行って今何がどうとか、何か買ってどうというような状況は1つもない。むしろ他市の方に流れている、流通してる。今回、イオンという問題もありますけども、それはそれで別にして、現在までそういうことは一向にない。泉南の例えば砂川の駅前にありましたライフさんも引き揚げてると。今度またサティさんも6月に引き揚げると、こういうような事情もありまして、入ったり出たり、入ったり出たりという、外食産業もそういうような方向です。

だから、そういう定着をもっときちっと私は図るべきではないんだろうかと。そのことによって、税金の引き上げをしていく。したがって、泉南市の予算の中で歳入歳出とあるわけですから、泉南市のプライマリーバランスというものをきちっとして、予算上必要な資金なり税金の確保はきちっとやっていくという手法を、それぞれ行政も議会も汗のかけるような形にしてほしいなというふうに思います。

今、こういう事態ですから、デフレや不況というような感じの中でなかなかこの首長さんも行政も苦労してるようですけども、何か知恵を出し合えば泉南市独特の手法によって税金が高まっていったり、税金の利益が上がったりというふうなことになるのではないかとというように私は思っております。

それと、今御意見がありましたように、特別職という給与そのものの、私たちも一般的には特別職というふうには呼ばれてるんですけども、いろいろ贈収賄の関係でいきますと、地方議員はみなし公務員という呼び方をされますね。だから、汚職にかかったり何なりということになれば、みなし公務員の法律が適用されると、こういうことになってる。

だから、本来議員そのものについても、私は先ほど一般質問で申し上げましたように、やっぱり今もらってる50万円という議員の歳費が高いのか安いのかと、こういうこともあるでしょう。議員には退職金はありませんから、そんな議論はないんですけども、だからそういうことも含めてこれからの賃金、あるいは歳費なり給与なりという

問題は、やっぱり行政でなしに議会の意向も聞きながら、僕は調整していく必要があるのではないかなというふうに思います。

インターネットで出しました給与の全国平均を見ますと、人口5万から10万の間の議長の報酬は49万8,600円、副議長が44万9,000円、議員が41万7,000円と。議員の場合はこういう形ですね。それから、各市町村の関係も出ておるんですが、人口5万から10万の場合の市長の給与は92万4,900円、それから助役の場合が76万4,800円、それから収入役の場合が69万1,600円というふうにインターネットの資料の中では出てるわけですね。

議員の方も近いうち議員定数の削減と。いつになるかちょっとわかりませんが、そういう問題も出ております。11名の議員の署名で出ておるんですが、私も全く反対ではないんですけども、そのようにそれぞれの立場でそれぞれに考えなきゃならない問題があると思うんですが、こういう特別職の歳費の検討なりさまざまな条件の問題点については、もっとやっぱり議会とも御相談をしてほしいなというふうに思うんです。

今、市長の考えておられる議員の歳費についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、従来ですと議員の歳費を上げる場合は、審議会ですか、何か市長の方から任命をして報酬審議会等を設けていただいているわけですけども、議員も御存じのように僕の記憶では六、七年上げてないのではないかなというふうに思います。

そういうこともありますから、同じ特別職として僕はできることならどこかで助役さんに言ったのかな。議員の方についても検討してほしいなということは、ちょっと申し入れておきましたけれども、こういうふうに全国平均もありますから、ひとつそういうことのやっぱり判断もしてほしいなというふうに思います。

それと、後でまた申し上げたいと思うんですが、時間の関係もありますから、特にうちの場合是一般職のことは後で出てくるんですけども、行革とか財政再建とかという段階で一番問題になるのは、今度合併問題等があると思うんですけども、今、泉南市の職員は、僕の計算ですと100人弱に1

人の職員を抱えているのではないかと。人口6万5,000ですかね、うちの場合は今。きちっと計算してませんが、条例の中にはいろいろ職員定数の決められた数が書かれておるんですけども、これからの時代は、この合併を含めてこれからの泉南市の職員というのはい体どうなるのかと。何割減少していくのか。議員の場合も大体予測は出ております。泉南市の場合は大体7名ぐらいと違うかなというふうな積算もあるわけですけども、職員全体を見た場合に、今の650人なり700人の職員を合併の場合はどうするんだということの具体的な話もあるでしょう、1つは。

それと、諸手当にしても、これも私、一般質問の中で触れたと思いますけれども、まだ20何種類が残ってるんじゃないですかね、職員さんに対する諸手当が。だから、そういうことの整理、統合もひとつしてほしいなというふうに思うんですね。

それと、今御質問ありましたように、前々からうちの谷議員さんが一質でたしか申し述べたと。市長今おっしゃったように、清掃事務組合ですね。中部下水道組合、それから南部下水道組合ですね。これらには議員についても、市長だけではなくに、些少ですけども、それぞれの給与というんか報酬があるわけですね。これも結果は泉南市自身が、それぞれの市町村が負担をして清掃事務組合なり、あるいは中部下水なり南部下水に出してると思うんですね。

そういうことも従来は必要であったかもわからないけれども、これからはもう廃止をして、泉南市の議員は泉南市の中の歳費として、給与としていただいているわけですから、そういう余計な配慮をしていただかなくとも、これはもう全部お返しをすると、廃止にすると。

この前も清掃事務組合でもう視察もやめとこうかいというような話も出たらしいんですけども、それは別にして、僕はそういう歳費そのものはどうかというふうに前々から考えてます。できれば廃止をしてほしいなと思います。

だから、そこに入ると、議会の場合は23人の議員がうまく1人の人が偏って清掃なら清掃、中部なら中部の下水道に行きますと、その人だけに

手当が当たると。農業委員会の場合は数がしれてますからどうということないと思いますけれども、そういうことも含めてひとつ根本的にどう考えておられるのか、ちょっと所見だけをお伺いをしたい。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方でお答えすべきことはお答え申し上げます。

まず、特別職あるいは議員さんの給料についてどうかということでございますけれども、これは御承知のように泉南市報酬審議会におきまして適正な報酬といたしますか、それを定めていただいております。私の場合は基本的には91万、それから議員さんの場合は50万と、こういうことになっておりますが、今回上げておりますのは、その中で15%カットというのは、一定期間を限って減額をしたいと、こういう意味でございます。したがって、ベースはその報酬審で定めていただいた額と、こういうことで、これが適正な額であろうというふうに考えております。

それと、清掃事務組合あるいは南部・中部流域下水道組合の問題でございますけれども、これについては先ほども御答弁申し上げましたように、法上は支払わなければならないと、こういうことになっております。

ただし、その議会なりでそれはもうやめよう、という議決があれば、それはそれでいいわけでございます。先般、南部流域下水道組合の中で、視察問題もあったんですけれども、谷議員さんが南部の議員さんでもいらっしゃるといこともあって、今島原議員がおっしゃったような、組合の給料についてはやめてはどうかという問題提起をされました。しかし、それはちょっと唐突なあれもあって、やっぱり構成の各市町の議員さんもいらっちゃって、それは今後組合の議会の中で検討していこうと、こういうことになっております。

ですから、私どもも、もし一部事務組合の議会でもう議員報酬もやめようよということであれば、我々管理者もそれと相足並みをそろえてやることにはもうやぶさかではございませんし、そういう時代かなという気もいたしております。これはまた、それぞれの組合議会の方で議論いただけ

たらというふうに思っております。

議長（成田政彦君） 出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） それでは、私の方から、島原議員さんの方から一般職と特別職についての定義といたしますか、の説明でございますけれども、地方公務員法の第3条に、地方公務員の職は一般職と特別職とに分類するという規定がございまして、一般職は特別職に属する職以外の職ということで、特別職の例を挙げております。

ここで例を挙げさせていただきますと、いわゆる特別職は、就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職、地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職、地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職、法令または条例、地方公共団体の規則もしくは地方公共団体の機関の定める規程に設けられた委員及び委員会の構成員の職で、臨時または非常勤のもの、それから臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員、これらの者に準ずる者、地方公共団体の長、議会の議長、その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの、非常勤の消防団員及び水防団員の職と。これらがその特別職の職ということになっておりまして、これら以外がいわゆる一般職の公務員ということになっております。

それから、もう一つ、報酬と給与の関係でございますけれども、給与につきましては、我々一般の地方公務員、いわゆる労働の対価という考え方ではないかと思っております。それで、報酬の場合は一応報償費的な、いわゆるお礼的な意味合いがその報酬というのじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 質問の中で、職員数の関係が出たわけでございますけれども、現在本市の場合、行革の中で職員数の縮減を図っておりますが、ピーク時744人ほどあったわけでございますけれども、15年の4月1日現在では673人になる予定でございます。そういたしますと、泉南市の場合、それで71名ほど正職が減になると

ということでございます。率にいたしますと、9.5%の正職の減ということになろうかと思えます。

それと、合併したときに職員が何割減るんかという御質問でございますけど、現在合併の研究会の中でも職員数の推計等行っておるわけでございますけど、ちょっと具体的に数字を持ち合わせておりませんが、24万ぐらいの類似団体との比較ということもございますので、かなりの人数が最終的に減していくんではないか。ただ、合併の場合は、合併した当時は職員はそのまま身分が保証されておりますので、何年間かたつ間に採用等の控え、退職が出てきますので、その間で減をしていくという形になるんではないかというふうに考えております。

それと、手当等についても整理、統合という御意見をいただきました。今回、特勤手当について減額措置を提案させていただいておりますけれども、最終的には平成13年にもそういう条例改正で、手当の項目の減少等を行いましたけれども、最終的には特勤についても十分これから精査した中で、その辺の整理を図っていくという考え方であるわけでございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） もう時間も大分たっておりますから多くを申しませんが、私は先ほど申し上げましたように、議員そのものの歳費ですね。これは今、私申し上げましたように、全国平均よりちょっと七、八万円ほど高いような感じがしますね。だから、遠慮してまた議会のことを言うと、ごたごた、ごたごた逆に反感買って、ちょっと口を挟むのはどうかなというふうな気持ちもありますけれども、こういう形ならもう行政だけが一生懸命市民のために食べるものを減してまで協力してると。議会は何ならやと、一回考えてみいと。定例会年間4回やないかと、臨時会が1つか2つか入ってくるけども。来ようが来まいが、何しようとする自由な時間たくさんあるやないかいと。そういうやっぱり市民感情があるわけですよ。

ある意味では、やはりこれから行政の特別職も、我々議員の特別職も、やっぱりきちとした形でこれからの時代は、私は給与というものをもう一

度再検証をするべきではないかなというように思えますよ。議員日数で割ったら、1日平均何十万ですかね。こういうことになる。登庁義務もない、非常勤、こういうことでしょう。それでボーナスがつくと。もうボーナスは来年から民間企業は出ませんよというところまで、ボーナス廃止論まで今の労使関係の中で話ありますよ。議員はきちっともらえてると。行政の方の特別職ももらっておる。

だから、やっぱり1つの時代の流れ、21世紀という時代へ変わったわけですから、僕はやっぱりこれは本当に真剣に適正な労働に対する対価なのか、あるいは議員も一言何ぼというふうな請負給になるのか。市長がまいったというような報奨金を出して、そういう評価の仕方をするのか、いろいろあるのかなというふうに思うんですけども、ひとつ我々議員の方も心苦しくならないように、賢明な市長のもとで一回適正な給与、報酬のあり方をもう少し掘り下げて考えてほしいなというふうに思います。

職員が悪いことをしても、結局上司にはいろいろ問題が降りかかって、そのときは賃金カットということになると思うんですけども、それだけではないに、やっぱり泉南市が全国に先駆けて特別職の給与のあり方というものをもう少しお互い胸襟を開いて考えていただきたいなというふうに思います。

私らも再三、議員というのは月給泥棒と違うんけというて、心から言うてるのかどうか知らんけども、そういう批判を浴びます。ぶらぶらして毎日市役所へ行ったら金もろてるんと違うんかいなとか、退職金があってええなとか、そういうようないろんな批判もあります。やっぱりきちとみずからの問題もお互い議論をして、市民に理解されるようなことにしておくことが、僕は大事ではないかなというふうに思います。

50万円というたって、議員でも手取り30万ぐらいな人もありますし、30万ちょっとの人もありますけども、大体議員歳費だけでは飯が食えないというのが今の状況ですけれども、食べられないや食べられないような、やっぱり議員そのものが努力をするということにも、議員としても反省をしながら、行政の方もただ単に一方的なやり方

ではなしに、議会、行政が、亡くなられた平島市長さんがおっしゃったように、1つの車の両輪のごとく、さまざまな問題をやっぱり話をしていくということにしてほしいなというふうに私は思います。

だから、ある意味ではこういうことはもう少し時間をかけて、議会の議長を通じて、歳費の問題、さまざまな問題をもっと提案をしてほしいなと、そういう意見だけ申し上げまして、終わりたいと思います。

以上です。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

和気議員。（傍聴席より発言する者あり）傍聴者は静かにしてください。

19番（和気 豊君） 議案第8号、特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をしてみたいです。

今回の提案の趣旨が、財政事情を考えてその改善に資するということであり、財政を考えるのであれば、市長初め特別職の給与減額は、余りにも安易な財政対応ではないかと思えます。むしろ、これまでの膨大な借金をつくり出した失政をこれで合理化しようとしているのではないかとしか思われません。

また、答弁の中で、一般職の減給とは別個のものであると言われましたが、現実にはそうはなっておりません。過去においては、市長を初め特別職の減額と軌を一にして一般職の減給もやられてまいりました。このことが職員のやる気をなくしていることは、本年度末10数名に及ぶ早期退職者の数を見ても明らかではないでしょうか。

私は、わずか4,160万円の安易な給与の削減ではなく、財政危機に至った原因を取り除くこと、すなわち大型公共事業による膨大な公債費をどう減らすのか。市税収入府下最低を改善するのか、そのことによって財政再建をどうつくり上げていくのかということが、今我が市では緊急に求められているのではないのでしょうか。そのため、行政

全体がやる気、気概を持って、一丸となってどう取り組んでいくかということが最優先課題だと考えます。

今回の減額が一般職員の皆さんにも精神的影響を与え、市全体にやる気、活気を失わせていくことにつながっていくことは避けられないものであるということを強く申し述べ、反対といたします。議長（成田政彦君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第6、議案第10号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案2件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。神田助役。助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第9号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、及び議案第10号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、一括して御説明申し上げます。

現在、本市が置かれている厳しい財政状況に対処するため、行財政改革を積極的に推進し、財政再建を図るため、昨年、財政健全化計画を策定したところでございます。以後、鋭意実施に向けて取り組んでいるところでございますが、その中には市民に新たな負担をお願いする内容も含まれており、そのためには職員みずからも痛みを分かち必要があり、人件費の見直しは避けては通れないものであるとの考えから、既に平成12年度から14年度まで給料の2%減額を実施しているところですが、さらに見直しを行う必要があるため、

本条例を提案するものでございます。

議案書35ページをお開き願います。条例改正の内容といたしましては、議案第9号では、平成15年4月1日から平成19年3月31日までの4年間にわたり、職員の給料月額の1%を減額するとともに、平成15年度において職員の昇給期間を12カ月延長することとし、さらに住居手当についてはいわゆる一律支給分の月額8,000円を4,000円に改めるという内容でございます。

次に、議案書39ページをお開き願います。議案第10号では、職員のすべての特殊勤務手当について一律20%減額するという内容でございます。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（成田政彦君） ただいま出席議員数が定足数を欠くおそれがありますので、暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後3時 1分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議事を継続し、議案第9号及び議案第10号に対して一括して質疑を行います。質疑ありませんか。 真砂議員。

21番（真砂 満君） さきに上程されました議案と重複する部分もありますが、その辺はひとつ御容赦をいただきたいと思います。

まず、基本的な姿勢につきましては、さきの特別職と同様の考え方をいたしております。そこで、今回何項目かの削減案が出されてます。1つは12カ月の延伸、それと1%の給与カット、それと住居手当並びに特勤手当のカット、この4つだろうというふうに思います。条例の関係ではこの4つでありますけれども、施行規則の関係でいいますと、プラス管理職手当のカット、そのことも含めて質問させていただきたいと思います。

まず、1つは、さきの行革の中で職員が行いました2%削減です。それがされました。その効果が果たしてどうだったのか。確かに、数字では何億円という数字があらわれてます。

しかし、職員の多くの皆さんの心情的なことから話ささせていただきますと、みずからの給料を2%カットをしたその効果が本当にそれぞれの職員が思っている、心の中のことと現実が本当に一致をしてるのかどうかですね。そこがやはり今後の職員の士気はかなり影響をしてくるのではないのかなというふうに考えてます。

2%カットしまして、その2%カットがこの3月末で一たん戻ります。しかしながら、人事院勧告が2%カットですから、さらにそこから1%カットだということになるわけですね。そういった意味からしますと、この間の一般職の給料というのは、年間賃金としますと相当なダメージを受けていると、そういうふうにまず思います。

そこで、本当にこのような形、またさらなる合理化です。12カ月延伸、1年間給料を昇給しない。さらに1%カット、特勤手当なり、また住居手当がカットされるという、こういう状況ですから、さきにも言いましたように、個人の賃金をこのような形で下げていくやり方が本当に正しいのかどうかですね。私は、総人件費そのもののパイをやはり見直した中で行政運営をすべきだというふうに考えてます。

そのあたりについて、先ほど一定の御答弁をいただいておりますけれども、もっと踏み込んだ御答弁をいただかないと少し納得はしがたいというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 真砂議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

おっしゃるように総人件費の抑制という観点、これからまず考えるべきであるということについては、そのとおりであろうというふうに思っております。ただ、本市の場合、1つは職員数の削減、それと一人一人の方の給料の水準、これを両方の面から検討する必要があるというふうに考えてございます。今般、一定職員の方々に12カ月の延伸並びに1%のカットということをお願いをし、関係団体とも協議が調ったわけでございますけれども、そのときにもそういう御指摘をいただきました。

私ども理事者としましては、まずラスパイレス指数、これはいろんな議論がございますけども、基本的には国の給料からどれぐらいの差異があるのかという指数でございますけども、これが平成14年の4月1日で102.8ということで、まだ若干でございますけども、国の基準よりまず高いということが1点ございます。

そうした中で、やはり一定市民の方々に御理解をいただくという中で、ほぼ国の給料並みの水準にということをもつて1つのメルクマールにしなければならないんじゃないのかというのが1点。

それと、職員数の削減につきましても、これは先ほど市長の方から御答弁をさしていただきましたけども、一定いわゆるアウトソーシング、民間への委託、そういったものを検討すべきということで、行革計画、あるいは健全化計画の中でもそういった方向を目指すということで、これは内部で検討しております。もちろん、一部この15年度の当初予算の中でも明らかにさしていただいておりますけども、給食配膳員の方々の民間委託というようなことも今回実施をしようと考えてございますし、そのほか今検討しておりますのは、例えば保育所なんかについてもそういうことができないうのか、あるいは清掃職員の方々についても、全部が一週にというのは無理でございますけども、そういうことができないうのかというようなことで、一定行革の実施計画の中でも挙がっておりますので、そういったものについては、その実現に向けて今後まず事務的に具体的に検討し、取り組んでまいりたいと、こういうふうにご考えてございます。そうした中で、トータルの人件費を抑制をしていくという考え方でございます。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 今神田助役の方から、国との比較のラスパイレス指数の問題が出ました。確かに、数値はそのとおりだというふうに思っています。

ただ、私はその数値そのものについても疑問を感じています。確かに他市と比較をさしていただいて、例えば30歳だったら30歳、40歳だったら40歳、それは基準はどこを見てもいいんですけども、その年齢幅によりますけれども、本当に

比べたときに、片や他市がラスパイレス100と仮定をして、本当に泉南市の職員の給料が言われるように2.8%高いのかと。これを単純に比較してみますと、実はそうではないんですね。

これは数字のとり方の問題でありまして、決して他市の批判をするつもりはございませんけれども、泉南市が非常に正直に数字を出している結果がこのような数値にあらわれている。そのことは、まずもって指摘をしときたいというふうに思います。

それとあわしまして、国並みというようなお話がございました。すべての条件が この議論をするつもりはないんですけども、すべての条件が国と同じであれば、国並みの100%で泉南市の賃金を合わせれば結構かというふうに思います。そのことをなしにして、給料面だけラスを合わすんだというのは、これはいささか問題ではないのかなというふうに思います。ちょっと議論がずれますので、この程度にとどめますけども、それはそう思います。

それと、答弁の中で述べられてないんですけども、私はここで大事なのは、この3月末までに職員の2%減をした、その職員の思いですよ。自分たちの給料を2%下げても頑張っているんだと。それが十分に市政の方で反映ができていなければ、本当に気持ちよく まあ気持ちよくとはならないと思いますけども。12延でも1%でも、場合によったら5%でもできるんだらうというふうに思うんですが、みずからの身を削ったことが効果としてきちっとあらわれていない、そういったいら立たしさも実は職員の内の中にあるんじゃないだろうか、そういう心配をしますし、今後の士気に非常な影響があるんじゃないのかなと、そういう危惧をしているわけでありまして。そのことについて、いまいち明確な御答弁がなかったように思いますので、改めて伺いをしたいというふうに思います。

それと、条例事項ではないんですけども、どうかなというふうに思うんですが、結果としたり同じことだろうと思いますから、あえて質問さしていただきたいと思っております。

管理職手当の部分でありますけれども、これは

私の勘違いであれば訂正をしていただきたいというふうに思います。これをさかのぼってみますと、特別職の給料カットのときに、課長会並びに部長会がみずからの管理職手当10%カットを申し入れをするという形でカットになったというふうに思ってます。その精神といいますか、そういった形は現在も続いているのではないのかなというふうに思うんですが、それはどうなのか、明確にさせていただきたいというふうに思います。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 真砂議員からの質問でございますけれども、確かに以前、財政健全化の中で2%カットの協力をいただきまして、職員数の減と含めて約4.5億円という数字が出ております。これは財政運営上、大変ありがたい数字であるというふうには認識をいたしております。

さらに、今回改めて1.2延と1%カット等の財政健全化のための協力を依頼したわけでございますけれども、長引く不況ということの中で、いろいろ議論した中で説明をさせていただいて、一定の理解を得たということで御理解をさせていただきたいというふうに思います。

我々としても、当然今後の財政運営、この健全化の期間内にできるだけその計画を達成するように努力はさしてもらわなければ、結果としていろんな問題が出てくるのではないかとございまして、その辺を踏まえた中で十分運営について注意していくというふうに考えております。

それと、管理職手当の関係でございますけれども、従来、今議員御指摘のように、変遷といたしましては、平成9年ですか、これは1%カットさせていただいております。それと11年度、これも1%、それと12年から15年3月まで3カ年、10%カットさせていただいておりますけれども、そのときの経過を申しますと、財政状況が悪い中で課長会なり部長会の方に、話を、説明をさせていただいて、それでみずから申し入れしようということで、届け出を出していただいた中で規則を改正をしてカットした経過がございます。

ですから、今回は20%ということになるわけでございますけれども、現在、課長会、部長会にも協力依頼という形をさせていただいております。

一定の答えはいただいておりますが、規則改正までの間にそういう形で手続を従来からその考え方を踏襲した中での手続ということで、我々としてはとらしていただくというふうに考えております。

部長会の代表、課長会の代表の方にもお願いをしたときにも、私と上林助役と2人をお願いをしたわけでございますけれども、財政状況が悪いということで協力させていただくというお返事をいただいております。ですから、そういう手続の中で、規則等の改正を今月末までに行った中で、15年の4月1日からそれを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 議員御質問の人員費で、12年度から2%削減で給与の方をお願いしました。その時点で、平成12年度に新行革の基本となります中期的財政収支ですか、その見通しで、その時点でもある程度赤字再建団体になりますとか、そういった議論がなされてました。その中で、今回のこの人員費の給与の2%カット、これにつきましてもお願いしたというところでございます。

そうした結果、これは総トータルの議論ですけども、特に職員給の場合でしたら、平成12年度には約1億1,000万ほど前年度より減額になってます。それから、平成13年度にも職員給で6,300万ほど減額になってると。そういった中で、12年度あるいは13年度、決算については赤字決算になっておりますけれども、再建団体であるとかそういった議論はこの時点では解消されておまして、この給料の2%削減についてもその辺で効果があったと、このように考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 真砂議員。

21番（真砂 満君） 谷部長ね、効果があったというのは、十分わかってるんですよ。ただ、何回も言いますように、その効果が職員の士気とか、私らの給料をカットしたという、そういった思いが本当に心の中に伝わるような政策なり、そういった行財政運営であるのかということなんですよ。厳しい状況の中ですから、なかなか好転の兆

しが見えない、それはそのとおりだというふうに思います。

それで、3回目なんで次の質問に入らせていただきたいんですが、1つは管理職手当の関係でいいますと、やはり行政側が命令といったような形でのカットではないんですよね。やはり協力依頼、当然課長級以上ですから、この厳しい泉南市の財政状況というのは、だれよりも一番御存じなわけです。

しかし、これをいいことにして当たり前のようにすることに私は苦言を呈しておきたいというふうに思っています。これは、手順手続の問題も含めてそうなんですよね。本当にこれまで言われてますように、厳しい財政状況の中で管理職手当も20%カットをしていかなければいけないんだということであれば、やはりきちっとした課長会なら課長会、部長会やったら部長会の中で十分に理解をしていただいて、喜んで協力をしていただけるような形にしなければいけないというふうに思っています。数字だけ、またパーセントだけひとり歩きするような形での今回のようなやり方については、私は決して褒められた形ではないというふうに思います。この辺については、ひとつ苦言としてお聞きをいただきたいというふうに思っています。

それと、もう1点重要なことは、健全化計画のフレームの中で申しますと、今回の4年間での効果額が7億5,000万ということであります。もともとの計画からすれば、当然少し金額が少ないわけでありますから、全体のフレームの中で見直しもかけていかなければいけない。私は少なくとも勢い、事業の関係の中で精査すべき事柄でプラスマイナスを合わしていかなければいけないのかなというふうに思っておるんですが、このあたりについて今後どうしていかれるつもりなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 真砂議員御指摘のように、今回人件費の関係で申しますと、当初健全化計画の取り組みの中で考えておりました効果額に比べますと若干少ない数字になっている、これは事実でございます。

私どもといたしましては、この健全化に向けた

取り組みを毎年度毎年度できてるもの、できてないものを検証をしていきたい。当然、トータルの取り組みの額が少ない場合には、さらに新たな項目を追加して達成を何ともしなければならぬというふうに考えてございます。

それから、御指摘の事業につきましては、平成18年度まで一定の普通建設事業の事業費ベースでくってございますけども、これにつきましてはさらに精査をしまして、事業費の抑制ができるのかどうかということについては、改めて14年度の決算がある程度見えてくる段階でやっていかなければならないというふうに思っております。そうした中で、全体として健全化のフレームについて達成をぜひしていきたいと、こういうふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 先ほど特別職のところでもお示しをいただいたんですが、これは額の問題、確かに財政的には額の問題が大きいんですが、私はやっぱり職員のやる気の問題、本当にこれで引き起こせるのかどうかと。本当に一丸となってこの難局を乗り切れる、そういう気持ちで見合っているのかどうか、そぐわないようなことではダメなんではないかというふうに思うんです。

ちょっと古くなりますけれど、平成13年4月1日現在で泉南市の職員の平均年齢、給与が出ております。平均年齢が41歳2カ月、平均給与が月額4万4,631円、これは手当も入った月額であります。この平均年齢、平均職員さんのこれで今回の減額がどのような影響を与えるのか。人勤の問題も先ほど少し2%ほど減額されていると。2%は一応こととして終止符を打たれるけれども、実質上、人勤が追っかけてきて2%と、そしてさらに1%、さらに住居手当で半額の4,000円と、こういうことになるわけですが、その辺の影響額ですね。これは平均給与者に対してどれぐらいになるのか、お示しをいただきたいというふうに思うんです。

それと、やはり職員の皆さんにこれだけの引き続いて我慢を強いるわけですから、本当にこれが

らのんべんだらりとそこに甘えていてはならないというふうに思います。そういう点では、本当に財政再建計画ですね。今までの事業が余りにも性急に過ぎ、泉南市には抱えきれないほど大変な財政負担をもたらした。起債等の発行によって、そういうことになっていないのかどうか。そういうことなんかも、そして税収のこれだけ低い率が本当にどうしたら改善できるのか。その辺の、今の財政危機の根本的な原因に、その根っこにメスを入れなければ、やはり今後もこういう職員さんに我慢を強いる、そして市民の皆さんに大変な負担を、痛みを強いていくと、こういうことは改善されていかないというふうに思うんですよ。

そういう点で、やはり原因と、それからその根っこを取り除くための方策について、この機会に改めてこういうふうな安易ないわゆる負担をかぶせるという一番手っ取り早いやり方、こういう安易な方向をとらずに今後抜本的に本当に財政を立て直していくという方策をどう考えていかれるのか。

健全化計画というのは、私はもう本当に賛成できかねます。そういう点で、そういうことではなくて真に根本原因にメスを入れる、そういう方策についてもこの際お示しをいただきたいなというふうに思います。

議長（成田政彦君） 出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） それでは、私の方から今回の給与の適正化、合理化に伴いまして、どの程度の1人当たりの影響額があるのかという御質問だったと思います。4年間で昇給の延伸、1%減額、住居手当の減額を入れまして、約104万6,000円ということでございます。（和気 豊君「1年間」と呼ぶ）4年間でございます。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 和気議員の方から、この財政の状況についてその原因分析、それとその対応策を根本的にどうしていくのかというお話でございますけれども、我々としましては、まさにそういった観点から今回の健全化計画を策定させていただいたというふうに考えてございます。

基本的には、単に収支だけではなくて、財政構

造を変えていくということが第一義でございます。そのためには、やはり経常収支比率が現在100を超えているという中では、思い切った施策、あるいは市民の本当のニーズに合った施策というものができていかない。それと、過去の都市基盤整備を中心に地方債を発行し、その公債費が増嵩していったわけでございますけれども、これについても平成9年度で地方債現在高がピーク、それと平成14年度でいわゆる公債費についてもほぼピークになっていっている。

したがって、今後いわゆる一般的には普通建設事業については抑制基調にして、そういう公債費の増嵩を抑えていくということ。それと、いわゆる義務的経費の中の人件費につきましても、先ほど来御答弁をさせていただいておりますように、総人件費の抑制という観点から、1つは職員の給料についていろんな見直し、諸手当の見直しもございまして、今後国の動向もございまして、やはり退職金についても一定の見直しの方向を考えていかなければならないんじゃないかというようなことも念頭に置いてございます。そういういわゆる義務的経費を基本的には切り込んでいかざるを得ない。

それと、いわゆる単独の給付金あるいは補助金なんかについても用途をきちっとより明確にし、先ほど来御答弁させていただきまされたけれども、いわゆる補助金要綱あるいは実績調書、そういったものをきちっといただいて、その補助金の効果を検証していくと、そういうようなことを通じまして構造改革をしていきたいと。

また、行政評価につきましても、現在ワーキングをつくりまして、一定の考え方を今年度中にまとめたいと考えてございまして、その後15年度に試行実施をし、16年度から本格的な実施をしていく、全庁的に実施をしていくと。そういう中で、その事業についての施策効果というものをきちっと議会あるいは住民の方にもお示しをし、施策のより有効な選択にしていきたいと、そういうふうにご考えてございまして、トータルとしてやはり財政構造の改革という観点から、今後とも健全化計画を1つの指針として取り組んでまいりたいと、こういうふうに考えてございます。

〔和気 豊君「答弁漏れてますよ、重要な点が。

健全化計画はよう言うけどやな」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） この健全化計画を進めていく上においての基本的な考え方、これは助役の方から申し上げました。あと個別なものとして、税金をどうするんであるとか、そういった御質問があったと思います。具体的に、その方策の中で税金の確保の問題であるとか、そういうふうな御質問があったと思います。

この税金の問題につきましては、これは泉南市の安定的な財政基盤の確立あるいは健全化を図るという意味で一番大きな問題であると、このように我々考えております。ですから、この確保については、最大の努力を傾注していくというふうな考えでおります。

そして、その方法としましては、従来から説明しておりますように、課税客体の把握でありますとか、あるいは徴収の面につきましては徴収率を上げていくという、そういったもとにできる範囲の努力をしていくということで、今後も税金の分については、計画の中で反映してまいりたいと、このように考えております。

それと、事業費の問題ですけれども、これにつきましては、現在、新行財政改革のときの1つの指針でありますけれども、事業費について20億円以内でやっていくとか、それとあと公債費ですね、起債を発行する場合にはどうしたらいいか。その方法としては毎年度発行している発行額というんですか、その発行額が減少していくということで、元金償還額ができれば2分の1程度に抑えていきたいというような形で今までやってきました。ですから、この分についてもそういったことですね。行革の延長線上ということで新健全化計画を考えておりますので、その辺も念頭に入れながらやっていきたいと、このように考えております。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 何度聞いても、多額の地方債の発行によって公債費の占める割合が大きくなってきたと。これから、確かに18年度まではやられないということですけど、6.5億というのがもう日程に上ってきておりますし、その利息

の返済はやっぱり枠内の中へ影響出てくるわけですし、それから18年以降には元金の償還も日程に上ってまいります。そして、例の基幹農道の問題、これも枠内の中へ影響が出てくると。

それから、これは合併問題との兼ね合いがあるわけですが、合併をこっちに置いて論議をいたしますと、いわゆる泉南聖苑の問題も出てくると。一気にその辺は、事業を始めて5年後にはそういう地方債が大きく膨れ上がると。

何か急場しのぎだけに枠をつくって、ところがその後にはどっとそういう事業が待ち構えていると、こういうことになるわけで、その辺のことについては本当に考えておられない。せめて中期的な展望といいますか、中期的なスタンスで物を考えていただきたいと、10年ぐらいのスタンスでね。そうなってくればどうなるのかと。

このこともひとつ考えていただきたいし、それから税金の問題でいえば、やはりなかなか最大の努力をこれに傾注していきたいという、まさに言葉だけなんです。やっぱり結果で物を言っていたきたい。どういう結果があらわれたのか。12年、13年、それぞれ両方合わせて本当に9億を超えるような不納欠損をつくり出して、そして調定額を低めて税金の問題を云々されると。こういう大変な状況になってきていると、私はそういうふうな思いますよ。それでも税金は80%をちょっと超えるぐらいと。これをどうされるのか。本当にその気で、この点で本当に職員のやる気を全庁的に引き出してどう対応されるかという、その辺のところは余り見えてこない。

言葉だけで、抽象的な言葉を並べて頑張る、頑張ると言うけれども、具体的に例えば府の職員の出向を仰いで、税務のベテラン、徴収のベテランの出向を仰いでやってきた。市長が先頭に立ってやるということで決意も示された。時には、府・市一体のそういうイベント的な取り組みも提起をされて、実際取り組まれた。ところが、なかなか効果はあらわれていない。

私は、この点ではもちろん職員のやる気と、こういう中でも本当に市民に対して安易に負担を押しつけるのではなくて、本当に行政が頑張ってるんだと、市民の協力も仰ぎたいと。市民の協力を

仰げるような体制を具体につくり上げていくと。それはやはり市長の市民の立場に立った施策ではないだろうかというふうに思うんです。そういう施策が具体的に見えてこない。

特に今、不況下の中で大変な状況にある商工業者の皆さんの施策、これについては一般質問でも堀口議員からありましたけれども、なかなか見えてこない。むしろないと、こういうふうに言い切ってもいいような状況だと。

一体、市民は本当にこの行政を自分たちみずからの問題として、この行政がひっくり返るようなことは、自分たちにかかわる問題なんだということで真剣にとらえて協力をしていくという、そういうことになってるのかどうか。本当に我慢ばかりやって、自分の生活を抱えるのに必死と。行政が本来守らなければならない健康、福祉、安全、こういうことにはなかなか目に見えた施策はないと。自分らの生活を守っていくのに精いっぱい。それでなくても小泉構造改革論の中で大変な負担を強いられてきてるわけですから、だから本当に行政に協力しようというふうなことが起こってこない、気持ちが起こってこない。

そういう状況が本当にある中で、どうやって市民に税収アップの協力を仰いでいくのか。文字だけではだめですよ。やはり政策で、その気になっていただけるといふ政策的な提起ですね。これで協力を仰いでいくということが大事だろうというふうに思うんですが、その辺が幾ら聞いても出てこない。結局、負担中心の、負担を強いること中心の財政健全化計画だけを言われると。

新しい助役さんはそれでもいいかもわからんけれども、本当に生え抜きの職員の皆さんは、そういうことでいいのかどうか。本当に市の職員の皆さんの御苦労や、あるいは市民の御苦労をよくわかっていただいている生え抜きの皆さんは、果たしてそれでいいんだろうかと、こういうことも私は思うんですが、本当にその点でもう少し具体的に突っ込んだ御答弁をいただけませんか。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 再度の税収強化の問題についての御質問でございます。

我々、現在取り組んでいる問題としましては、

やはり税収の、特に現年、滞納を合わせて、どちらにウエートを置くかとか、そういったことも考えております。そして、現年度分に最重点を置いて、新しく滞納分を生じないといった方向も考えております。それから、滞納者につきましても、我々が考えられる、できる範囲で例えば差し押さえでありますとか、そういったことも考えて毎日の仕事を行ってるところでございます。

それと、具体的に数字をもって示した方がいいと、示すべきだというふうな御指摘もございます。徴収率につきましては、これは平成13年度ですけども、13年度につきましては平成12年度よりも徴収率が0.96%ですか、アップということで上がったと。そしてまた、現在15年の2月末日現在ですけども、この分につきましても対前年度で今のところ我々0.19%、そういった形で徴収率も上がっているということも出ております。

ですから、我々税につきましては、いつも申し上げてますとおり、我々の努力というものは、多分数字で一番評価されるということもでございます。ですので、この率を上げるのと同時に、これは当然日ごろの事務の成果であると思っておりますけれども、そういった中で我々もこの数字を常に念頭に置きながら仕事をやってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

〔和気 豊君「数字を言うただけやないの。具体的な施策の方向づけというのは、全然出てくえへんやんか。答弁漏れや、そんなもん」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 御指摘の点については、18年度までについては一定健全化計画というものがあっても、19年度以降の中期の財政運営をどうするのかという御趣旨かと思えます。

これにつきましては、もちろん我々としてもご指摘いただきました信達樽井線の整備、これはいろいろ御議論を今議会でしていただいておりますけれども、そういったもの、あるいは基幹農道、泉南聖苑等、そういったものが本当に19年度以降できていくのかということでございますけれども、1つは今回の健全化計画が達成できましたら、経

常収支比率が93.2ということで、相当投資財源、これまでに比べれば出てくると、そういう中で1つは公債費の負担、それと収支の関係、そういったものを総合的に勘案しながら財政再建団体に陥らないような方向でいろんな事業についての再精査をしていきたいと、こういうふうに考えてございます。

議長（成田政彦君） 和気議員。

19番（和気 豊君） 利息の65億の関係、この利息は翌年からすぐはね返ってくるわけですから、それ1つとらえてみても93.2%の経常収支比率、これは私はしんどいというふうに、極めて厳しいなというふうに思います。（上山 忠君「不可能に近い」と呼ぶ）

今、不可能に近いというような声も聞こえておりますが、先ほどから中身も、本当に6カ月前の中身がもうどんどん変わってきているということで、大阪府から乗り込んで来られてこれを提案されたあなたにとっては金科玉条、これを守っていかねえかなんかというふうに思いますが、もう6カ月たつやたたない間にどんどん変わりが見えてくると。65億そのものが実にその象徴じゃないですか。私はそういうふうに思いますよ。

本当に具体的に先ほどから聞いておるんですが、本当に施策が見えてこない。市民に安心を与えるような施策は見えてこない。負担は強いけれども、これで安心だと、これで1つの方向づけが見えたということが見えてこない。本当に、行政の分野でのお金の出納のやりくりをどうするかというだけの健全化計画なんですよ。

これでは市民はなかなか納得できません。職員の皆さんも私は同様に納得できないと。今負担を強いても、あすに展望が見えてくる、光が見えてくるということであれば、しばらくの間そのことにあえて我慢しようということも、あるいは納得していただけるかもわかりませんが、月にして平均2万円の生活の落ち込みと、こういうことは、これはもう大変なことだろうというふうに思うんですよ。年間24万円と。26万かな。（「26万1,500円」と呼ぶ者あり）26万1,500円。

これは本当にこの辺もよく考えていただいて、そのことで本当にやる気がこれで起こると、我慢

すれば。そういうことが本当に見えてこない。こういうふうなことについては、やっぱり考え直すべきではないかなと、こういうふうに私は思います。その辺はどうでしょうか。

議長（成田政彦君） 向井市長、市長（向井通彦君） 今回の給与削減につきましては、職員団体の皆さんとも十分話し合っていました。基本的に今の社会情勢ということは、十分理解をいただいております。

特に自分の給与に関することということもありますけれども、ただ我々が当初見込んでおりました24カ月延伸ということについては、後々将来給与にかかわってくるということもあって、他の方法も含めて話し合いもさせていただきました。12カ月延伸と、あとは給料の1%減と、それから各種の手当のカットという形で、全額クリアはされておりませんが、それに近い形での理解をいただいたわけでございます。ですから、我々も職員の皆さんの意見も聞いて、そして一定円満決着という形に今回なったわけでございます。

それによって、職員の士気が低下するんじゃないかということでございますが、それはまた別の問題だというふうに思います。職員の皆さん、一生懸命頑張っていただいておりますし、税の徴収にしても、あらゆる権能、権限を駆使して今やっておりますから、従来もないようなこともやっていってあるわけでございますから、その中から結果として成果が上がるように精いっぱい頑張らせていただいております。

それと、施策の面でございますが、厳しい中ではございますが、15年度予算においても新規事業で市民の皆さんに少しでも福祉あるいはその他の関係においても提供できるようなサービスということで、ビルドアップもいたしております。当然、スクラップの部分もありますけれども、そういう中でクリアしながら、できるだけ今のニーズにこたえられるような形での施策も打っていております。

それと、やはり中長期的な市の発展ということも一方ではやっていかなければいけないわけでございますので、それらについても特に都市計画道路、あるいは公共下水道、その他中心になってそ

れも一方では進めていておりますので、一定御理解をいただけるものというふうに確信をいたしております。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

北出議員。

12番（北出寧啓君） やっぱり発端は真砂議員がおっしゃったように、市長はそういうことはないというように判断されてますけど、職員の士気の問題、それは行政側にかかわるいろいろ要因はあると思うんですけれども、それは前回の発言でいいということで、ちょっとお聞きしたいのは、全体の人件費の問題、あとは公債費、それから扶助費ですね。この辺の削減 扶助費は高齢化社会等で不可避的に上昇するということは必須ですけども、その中でどういう削減の枠組みを考えていらっしゃるのか。

公債費も信達樽井線が出てきてますけれども、この辺の見方をどう考えていらっしゃるのか。当然、職員との交渉のときにそういった人件費、扶助費、それから公債費等については協議されていると思いますので、その点をお示し願いたい。

それと、これは人勧の枠組みでのことですが、ラスパイレス指数の問題もおっしゃいましたけども、現況、地域社会、泉南市域で例えば中小企業の職員の報酬とかその総額とか、その辺は中央、地方関係では国対比較ですけれども、やっぱり地域社会として、地域社会の中小企業と公民の給与差というのはどの程度あるか。当然、ある程度判断の材料としては持ってらっしゃると思うので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

それと、職員の給与でございますけれども、これは勤務時間に対応して当然あるわけですが、泉南市職員の勤務時間は何時から何時までなんですか。8時45分からというふうに伺ってるんですけれども、15分間は休憩時間か何か、9時から勤務時間、休憩時間は労働基準法等、やっぱり休憩を与えるということが規定されているので、それに従ってると思うんですけれども、そうすると8時45分までには入社しなきゃならない。その辺がどうなってるのか。

指摘さしてもらいましたように、これはうわさ

のたぐいで、そういうことはないと思うんですけれども、一応一たん来て車を駐車場に置きに行くとか、そういうことがないというふうに思うんですけれども、その辺はどんなふうに、実態はそうではないのであればないということでおっしゃっていただければいいと思うんですけれども、その辺改めてお答え願いたいと思います。

とりあえずそれだけお答えください。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 私の方から、扶助費あるいは公債費についてどういう抑制をしていくのか、あるいは特に公債費の中で、今回予算で御提案させていただいております信達樽井線の元利償還について、どういうふうに考えているのかということについて、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、扶助費につきましては、御案内のように高齢化社会、あるいは現在の景気低迷の長期化ということで、いろんな扶助費の部分については増嵩していったらということ、事実でございます。基本的には、国の制度の枠組みの中で措置されているいろんな扶助費の部分につきましては、交付税の基準財政需要額に一応負担額が基本的に乗ってございますので、その枠組みの中であれば一定対応は可能であると思っております。

ただ、問題は、いわゆる単独の扶助費、これにつきましては、今回の健全化計画の中でも一定認定基準を厳しく見直す、あるいはそういう関係については、できるだけ市の単独施策というものを縮小していくという方向で考えてございます。

それから、信達樽井線の将来の公債費の件でございますけれども、これは私ども特に今回イオン関係の立地があれば、さきにお示しさせていただいておりますけれども、いわゆる交付税の基準財政収入額で交付税の分が落ちないいわゆる純粋の増収分については、一定毎年1億2,000万から1億円程度というふうに考えてございます。

しかしながら、特に19年度以降一定のピーク、大体今20年から21年ぐらいがピークになるのではないかという予想をしておりますけれども、そういったときでも30年のスパンで考えれば元金あるいは利息についても償還をしていけるとい

う一定の見込みを立ててございます。

したがいまして、通常の地方債の発行がこの健全化計画が終わった後、普通建設事業の事業費ベース大体20億ぐらいと想定した中では、地方債現在高、あるいは公債費についても漸減していくと。その中で、信達樽井線の地方債を発行しても、一定何とか償還が可能であろうという我々としては見込みを立ててございます。

したがいまして、一定、公債費については、この信達樽井線を整備をしても対応は何とか可能であると。また、一方で現在19億2,000万という土地開発公社の保有地が信達樽井線の場合ございますので、そのいわゆる起債償還、借りかえの利息なんかを考えますと、市のいわゆる連結決算ベースのトータルとして相当のメリットが生じるというふうに考えてございます。

そういう総合的な判断をした上で信達樽井線の予算計上をさしていただいたと、こういうことでございます。

副議長（市道浩高君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 2点ほどお答えさしていただきたいと思います。

市域での企業の給料の総額を調べているかということですが、本市の場合、近隣の市町村と同じでございますが、国の人勤等を参考にとり取り扱いをいたしておるところでございます。人事院については、毎年日本国内何千社という企業を中小企業から大企業まで調べた中で勧告が出てるということでございますので、それを参考にさしていただいて給料を決めているということでございますので、特段本市の給料の決定について市内の企業の調査というのは行ってないということでございます。

それと、勤務時間の関係でございますが、8時45分から5時15分までの勤務時間ということになっておりますが、その中で休憩時間を設けなければならないということの中で、8時45分から9時まで休憩時間という取り扱いをさしていただいているということでございます。

それと、車を置きに行っている実態というのはちょっと我々すべて確認はできておりませんので、事実はないというふうに我々考えております。勤

務につきましては、やはり服務にかかわることでございますから、十分その辺は督励をしてみられないかんことでございます。それは十分今後とも注意をした中で督励をしていくということで、御理解をお願いしたいと思います。

副議長（市道浩高君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 服務規定がございまして、基本的に8時45分にタイムカードを押すということですね。9時ではないんですよね。8時45分にタイムカードを押して、勤務に入って同時に休憩に入ると。9時から職務執行に入るというふうに理解さしていただいているんですね。

一般から見たら甚だ不合理なのではないかなという気がいたしますが、その辺の、大阪府の各市を見たら、改正されたりいろんな形でやっております、こういう泉南市のような制度というのは、大阪府下でも数市になってきているというのが現状だと思うのですが、さっきの一応8時45分にタイムカードを押す。そこで市役所に入ること、その点だけ、そういうことでいいんですね。それ以外の行動はあり得ないと。行為規範はあり得ないということですね。それだけ確認してください。

中小企業のいわゆる泉南市域の、あるいは泉州の収入状況がわからないと。基準値として、別にそれは今おっしゃられたように、人勤の勧告があつてそれに従ってるから問題ないと思うんですけども、やっぱり各市域で今地方公共団体というのは一番最大の株式会社といいますが、そういう構造なんで、やっぱり小さな中小企業の職員の、従業員の収入等は、一応市としては当然持っててしかるべきじゃないかなと。当然、商工施策も含めてそういうことが1つの基準になると思います。

この間、樽井でちょっといろんな商工業者の人に話を聞かしていただきましたけれども、我々の年収というのは100万からもう200万なんだと。もうこれ以上はあり得ないと。商店の衰亡にかかわるというふうな意見もお聞きしておりますので、そういう地域の商工業と関係なく全くわからないということ、人事院勧告に従ったという、それだけしかわからないということでは問題があると思いますので、その点今後一応そういう資料

をつくっていただけたらと思います。

それと、税金に關しましてやっぱり問題あると思うのは、イオンの場合、一般財源になるわけですけれども、イオンの収入が信濃線の元利払いに、償還にすべて使われるという場合は、これは何か特定財源のような感じになるわけですから、りんくうタウンの税金というのは、一般財源を潤していくという形で、旧来空港関連でそういうことを言われて、空港誘致ということ、歴史的な経過もあると思います。

その辺がどうなのか。大体の説明をお聞きすると、大体りんくうタウンの一般財源を信濃線の公債補てんに使うというふうなことのようにもうかがえるので、その辺をもう一度答弁していただきたいと思います。

副議長（市道浩高君） 神田助役。

助役（神田経治君） 私の方から、いわゆるイオン関連の税金というのが、信濃線元利償還金にのみ充てられるような特定財源ということではないのではないかということについて、お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、特定財源ではございません。しかしながら、今後財政運営をしていく中で一定償還、地方債の償還、返していけるのかということについては、そういった財源が生じてくるので返していけるということでございまして、私もこの間もお示しをさせていただきましたけれども、今後りんくうタウンが1つのモデルでございますけれども、イオン関連、あるいはりんくうタウンの活性化によって残りの用地にすべて企業進出があった場合、今後30年間で62億から52億ぐらいの税金が見込まれるのではないかとこのように考えてございますので、今回の信濃線元利償還、一定のバッファも設けてございますけれども、大体本体で33億ぐらいの実質的な負担でございます。それに元利償還金、長期で30年の償還という場合でも約39億ぐらいの償還財源ということでございますので、その62億から52億の中で賄っていける。もちろんその余の税金については、当然に一般施策として使っていける財源と、このように考えてございます。

副議長（市道浩高君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 勤務時間については、先ほど御答弁した形でございますが、本市の場合、先に休憩時間をとって、後、続いて休息なしで昼の休憩だけで勤務についていただくということでの取り扱いをかなり以前からさしていただいております。

今、北出議員言われましたように、各市でいろんな改正をしてるという御提案もございました。我々としては一応そういう部分についても調査はさせていただきたいなというふうに考えております。

それと、中小企業との関係の所得関係でございますが、現段階では我々としては調べるという考え方はございませんけれども、大阪府等でその辺大阪府内の全体の事業所との関係があるかどうかということも含めて調査をさせていただきたいと思いますが、基本的には賃金については人事院勧告で我々としたら取り扱いをさせていただくという考え方でございますので、よろしくお願ひいたします。

副議長（市道浩高君） 北出議員。

12番（北出寧啓君） 職員の給料に関する条例で、削減ということで、同時にそれにもかかわらず職員がやっぱり市民のために職務を遂行するというので、やっぱり市長が基本的な夢というんですか、枠組みをきちっと提示するということは、やっぱり必要だろうということで、今神田助役の御意見を伺ったわけですけれども、うまくいけばそうなる。うまくいかない場合は、府の補償というふうなことも、補助金も含めてというふうな御発言ございました。

ただ、やっぱり1つとしては、この戦略枠組みというのは、やっぱり合併というのが同時になれば、かなり苦しい局面に入るのではないかと。もちろん合併してそれがすべて打開されるということではございませんけれども、その辺市長、ちょっと簡単に、考えておられる、本市の将来を担っていらっしゃるわけですから、その辺の枠をどんなふうに考えていらっしゃるのか。（「後でやったらいいんじゃないか」と呼ぶ者あり）

いや、それは、だから真砂議員おっしゃられたように、職員が削減されてもやっぱり泉南市民の

ために頑張る、そのためには市はこういうふうな展望を持たれているというふうなことがやっぱり必要かと思しますので、よければ御発言ください。

副議長（市道浩高君） 向井市長。
市長（向井通彦君） 信達樽井線事業と合併問題と、ちょっと議題とは違うかなというふうに思いますが、我々現段階ではシミュレーションしておりますのは、30年、イオンの進出があって、またその他りんくうのその他の進出があるという前提で、償還については何とかやっていると、こういう判断をいたしております。

その間に、もし合併があった場合は、この前一般質問でもお答えしましたように、どこも、例えば泉佐野ですと連立事業とか大きな事業をやっておられて、それは継続なんですね。ですから、合併時点で継続してる事業というのは、仮に合併しても優先的に事業を遂行していくというのは当然だというふうに思います。

それ以降に出てくる新規事業というのは、合併協議会でどういう事業をお互いにやっていくかということを検討すると。その中には、特例債を使ったような事業というのが当然出てくるということでございますので、もし合併すれば既に先行している継続事業というものは担保されると、このように考えております。

副議長（市道浩高君） 大森議員。

4番（大森和夫君） まず、こういう職員の給料の引き下げの出てきた原因、幾つか論じられましたけども、まず最初に市長に 助役でも構いませんけども、はっきりさしていただきたいのは、この責任は職員にあると思っているのかどうかね。それがなければ、きっちりしたそういう説明もして引き下げへんと、さっきも土気にかかわる問題がありましたけども、その点まずはっきりさしていただきたいと思います。

それと、関係団体の話し合いの中身ですよ。そういう中身、相手方から出された条件といいですか、考え方などもお話ししたいと思います。

それから、退職金への影響があるのかどうか、これもお答えしたいと思います。

それと、これも財政再建化計画を見ますと、特殊手当につきましては、60手当中14手当見直

しというふうになってますよね。そのほか金額的なことを見ましても、この差はどうして生まれてくるのか、なぜ生まれてきたのか、その対策というか、その考え方もお示ししたいと思います。

それと、2%引き下げした2001年の第1回議会ですね。このときも非常な議論があって、6人の議員の方が質問されてて、財政難の原因からいろんなことが話し合われてます。

その中で、幾つかの約束がされてるんですね。当時、神田さんはいらっしやいませんでしたけども、例えば期間の問題ね。それから復元の問題ね、2%のカットの復元の問題。それから、このお金を引き下げた分で退職金の積み立てを取り組むというお答え。それから、財政難にかかわっては、当時の遠藤助役がはっきり言うてますけども、不要不急な事業は一切しませんと。それから、石橋さんがお答えになってますけども、これ以上の借金はしないというお答え、それから税収アップなどの幾つかの約束事、値上げにかかわって、そのかわりこれだけのことはしますという約束事をされてるんですけども、どの程度まで、どこまで守られてるのか、守られてないことはどのように議会に対して説明されるのか、お答えください。

副議長（市道浩高君） 神田助役。

助役（神田経治君） 私の方から、最初に御質問になられましたこの給料の減額について、職員の方々に責任があるのかということでございますけども、これは本市の財政状況、それと近隣の市町村の動向、あるいはいわゆる民間企業の動向等を総合的に勘案して実施をさせていただきたいというものでございますので、職員の方々に責任があるというものではないと考えてございます。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） この健全化計画を関係団体に昨年9月に提示、説明をさせていただきました。その後12月の末まででございますが、他の交渉もございましたけども、約10回ぐらい話し合いなりを行っております。

その中で、財政運営とかいろんなことで御意見をいただいたわけでございます。それと、最終的には健全化計画の中身と若干変わってきているというのは、やはり生涯賃金の関係もござい

で、24カ月延伸についてはやめて、12カ月延伸と。それと、1%の減額については4カ年間ということで、4年たてばもとに復元されるという形。それと、あとは手当関係で減額ということで、円満に合意に至ったという経過がございます。

ただ、職員の退職金については給料月額についての計算でございますから、この間で退職される場合は若干の影響は出てくるというふうに考えております。

それと、特殊勤務手当について健全化計画から見ますと差があるのではないかとということでございますが、これは今回健全化計画の中では、36手当中14手当の見直しというふうに協議をさせていただきましたけど、项目的に前回特殊勤務手当について改正したのは、平成13年9月議会で改正をさせていただいておりますけれども、今回その後项目的にいろいろ話し合いをいたしましたけどもまとまらなかったということで、全体の中で協力をいただけたということで、今回一律の20%カットということにさせていただいたわけでございますが、その中での話し合いとして、やはり特殊勤務手当の趣旨等から项目的に改めて見直しをさせていただきたいということの中で、健全化期間中3年以内に改めてこの分については協議をしていくというふうに考えておるところでございます。

それと、今回の健全化については、4カ年の期間ということでございます。4カ年たちますと、住居手当についても、または1%減額についても復元されるということでございます。ただ、12カ月延伸については条例改正事項でございますが、その段階でどういう財政状況かということの中で十分また今後関係団体とも話し合いをしていきたいというふうに考えております。

あと、前回の2%減額のときの退職金の関係でございますが、財政の状況の中で、決算の中で最終的に5,000万円、公債費管理基金の中に積んだという実績がございます。

以上でございます。

〔大森和夫君「あと、いろんな期間の問題とか、復元の問題とか」と呼ぶ〕

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） それと今回の新行財政改革の実施項目で、不要不急の事業をしない、あるいは借金をふやさないとか、そのときの答弁の中にあったという御質問でございます。

特に、不要不急な事業はしないということ、これにつきましては、当然当初予算のときに、編成時に各原課の方から事業が予算で上がってきます。その中で、我々としましては、当然継続事業を最優先に考えまして、その分について予算化をしてきたという経緯がございます。

そして、あと先ほども申しましたが、特に総枠ですね、予算の、はどう考えていくのか。その辺も大きな問題でございまして、その分については、要するに20億というんですか、従来の事業費についてはその範囲内で設定していくという基本がございました。

それと、あと借金の分について、これは公債費の起債を発行する額ということですが、それについては毎年元金償還額がございます。その分のめどとしては2分の1に抑えようということになれば、必然的に元金の年度末の現在高が減ってくるということになりますので、そういった形でこの分については今まで執行してきたということでございます。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 職員には責任がないということですが、そしたらこういう事態を招いたのは、管理者である幹部の皆さんの責任であるというふうにとっていいのか、その点をお答え願いたいと思います。

それから、今の答弁を聞きまして、今まで例えば職員さんの士気に影響なかったという市長の言葉とかは、間違いないだろうと思いますけども、こういうことが本当に約束を守られずに続いていく状況であると、本当に職員の士気にもかかわるし、幾つかのその公約的なことありますわね。借金をふやさないとか、不要不急な予算をふやさないとかという点を考えますと、これ本当に職員にも市民にも与える影響が出てくるんじゃないかと思えます。

退職金が職員には若干の影響があるとおっしゃいましたけども、これ痛みを分かち合うという立

場で市長おっしゃってましたけども、やっぱり市長の退職金を若干でも減らすようなことが必要ではないですか。その点、どう考えておられるのか。

それから、5,000万円の積み立てを退職金基金の方に回したということを言うてますけども、毎年やめる割合で、これで退職金基金をつつたというような公約を守れてると総務部長はお考えなのか、その点をお答え願いたいと思います。

一応それだけお答えください。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特別職の退職金については、あなたもさっき言われましたように府下最低ということで、それは既に先取りをしているわけですから、要するに高いとか、あるいは真ん中ぐらいとかいうのであればまた改善の余地もあるというふうに思いますが、府下最低ということですから、当分こういう形でいきたいと思えます。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 先ほども御答弁いたしましたように、今回の職員の方々の給料の減額につきましては、本市の財政状況、あるいは近隣他市との状況、また民間企業の給与水準との動向、そういったものを総合的に勘案して削減をさせていただきたいということで御提案申し上げてるわけですから、だれの責任という形では考えておりません。

ただ、我々としては、こういう提案をさせていただくということについての責任は、理事者の方にあると考えてございます。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 基金へ積んだことではございますけれども、特別に退職金の引き当て基金とかそのものがその当時なかったということからでございますので、協力いただいた幾らかについて市のある今の基金の中へ積んで、財政運営上、後年度に退職者がたくさん出るということの中で、その中で運用をしていこうということの中で、先ほど申し上げましたように、一度5,000万積んだという経過があるということから御理解をお願いしたいと思います。

議長（成田政彦君） 大森議員。

4番（大森和夫君） 責任論ですけども、2%カットした折に、当時の遠藤助役は何とおっしゃってるかということ、当然のことながら職員の方々は毎日一生懸命仕事をしていただいておりますので、そこに責任があるとは思っていませんし、交渉の場でも私が申し上げましたが、これは管理者である我々幹部の責任であるということを明言してまいりましたと、このようにおっしゃってるんですよ。

やっぱりこれぐらいのことを助役なり市長なり、きっちり発言してやれへんかったら、それは交渉の場で円満解決というような形で総務部長おっしゃったけども、今の経済状況をおわかりでしょう。この2%の削減がどれだけ大変だったこともおわかりでしょう。

そういう中で、円満解決だとか、それから何か責任を認めているようには聞こえますけども、社会的情勢のせいにしてるような、そんなことではやっぱり職員の士気にかかわるんじゃないかと。もう一度この点、答弁願いたいというふうに思います。

それと、どなたにお答え願ってもいいんですけども、この財政再建健全化計画ね、もうどうですか、歳出も歳入も全く予定外、行き当たりばったり、減らせるところは減らしていく。弱いものいじめで減らしていくと。職員の給料、それから使用料、利用料の値上げ、どうしても利用せなあかんもんを上げていくと。それから、みずから決めた公共事業の枠内は、時代の流れもあるのに反対に社会情勢がみんな削っていくのに、大盤振る舞いで5億円も超す。財政再建計画という名前に値しない。こういう公約的なものを本当に軽々しく扱う、そういう姿勢じゃないでしょうかね。その辺、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 再度の御質問でございますけども、我々としては、この長期にわたる景気低迷等、そういった中で一定財政状況が非常に苦しくなってきたという点、それと先ほど申しましたように近隣の他市等の動向、あるいは民間企業の給与水準との動向、そういうふうなものを総合的に勘案をしまして、理事者の責任としてこう

いう提案をさしていただいたということでございます。

それから、健全化計画が行き当たりばったりで健全化計画の名に値しないのではないかとという厳しい御批判をいただきましたけれども、我々もしましたら、何度も申しておりますように、健全化計画のフレーム、これをきっちり守っていきたくと。確かに、その過程で当初想定してた実施項目が実現できないという場合もございますし、あるいはその一方で計画のフレームを達成するために新たにつけ加える項目も今後出てくるものと考えてございますけども、健全化計画の考え方、いわゆる財政構造の改革、改革をしていくと。この精神とその健全化計画のフレーム、16年度の実質収支の解消、18年度の経常収支比率の5ポイントの引き下げと、これについては全力を尽くして実現に取り組んでまいりたいと、かように考えてございます。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

島原議員。

16番（島原正嗣君） これは、ここには大体実施の時期と、それから終わりの年月日を書いているんですが、これはもちろんここに書いているように、19年3月まで経済状況なり社会状況がどうあれ、財政状況がどう転換しても、このままこの条例のとりの職員に対する措置をやっていくのかどうか、これが1つです。

じゃ、この19年3月以降同じような経済情勢、社会情勢にある場合は、こういうことにしてるのかどうか。こちらあたりもひとつきちっと答えてほしいなと思います。

それから、先ほど退職金との連動性を若干指摘されておりましたけれども、本市の退職金の積算基準は、本給掛ける何と何があるんだということになりますと、本給2%なり3%なりをカットされた部分は、退職金は自動的にカットされるんでしょう。この条例からいうと、そういう認識を僕はするわけですがけれども、間違っているのかどうかですね。いやいや、退職金は今年の3月31日をもって基本給を基準とすると、こういうことなのか、これはどうなりますか。

さらに、一時金の積算も、これがカットされれ

ば当然支給額が違ってくると思うんですが、そこからあたりの取り扱いをどう考えているのか、教えていただきたいと思います。

それから、もう1つは自治体経営であれ会社経営であれ、やはりこの経営自体についての責任は、それぞれの社長なり市長なりにあると思うんですよ。それは、歳入歳出という1年間の金額がわかってるわけですから、入ってくる部分と出る部分。横で借金をして、会社にしても銀行から借入れをして不良債権になったり、自治体にしても結果としてはやはりそういうことに民間の企業と同じような手法をとってるから、このような形になるんですよ。もうからんに金借って事業をやるというようなことに結果としてなりかねない。

自治体の場合は、いろんな便法があるから、特例債だとか、今議論されておるように開発公社、協会のそういう便法的な制度を利用して別に借金をしていくと。一般財源に直接及ばないような財政措置をとってるから、助かってるんですよ。泉南市の場合も、公社なり、その借金を入れたらもう既に赤字団体ですよ、こんなもん。

そういうことからいえば、ある意味では財政的には本当に火の車の借金財政をして、何とかやりくりをしているというのが現状でしょう。500億程度の借金があるんですよ、泉南市にしても。その金利にしても膨大なもんですよ。公社の借金にしたって、まだ100億ほど残ってるんでしょう。あと、公債費にしても、いろいろなところから借入れがある。その利子にしたって膨大なもんだと、私はそう思ってるんです。

だから、出る分、入る分の勘定をきちっとしてもらって、それぞれの泉南市という家庭に合った会計なり財政なり世帯を運営するのが当然じゃないですか、平たく言えば。難しい用語はよう使いませんが、市民からすれば皆そうですよ。

それはもう簡単に労使協議で合意形成を図ったとおっしゃるけれども、一家の家庭を支える主人の月給が減って、そんなどこかの国のような喜び組というおまへんがな。皆、主婦は悲しみませ、奥さん方は。たとえ3%なり2%であれ、それは人勤の関係があるから、国の言いなりに2%はカットせないかんことになるでしょうけども、

私はそういうものではないと思うんです。

やっぱり泉南市という家庭、家族というのは、市長が中心に守ってやるのが当然じゃないですか。特に自治体職員の場合は、やはり行政に責任があるわけですから、労使と協議をして決めたということですから、これ以上言いませんけれども、私は組合の幹部以外の一般の職員の方々には、大きな不満を持っての方もいると思いますよ。

だから、そういうこともやっぱりちょっとぐらい考えてあげないと、自分たちが借金して、結局赤字が出たら市民に押しついたり、あるいは職員、外郭団体に押しつけたりするということは、ちょっとそれはもう問題ですよ、はっきり言って。

だから、これ以上ベースアップせえ言うたって無理な場合は、そらベースアップをストップしたり、定昇だけ実施するというふうな民間企業もありますし、あるいはほかの日本全国3,200何ほどの自治体ですけれども、財政的に田尻町なんかみたいに豊かなところもあるわけですから、私はやっぱりそれぞれの努力が足りないんじゃないかというふうに思いますよ。

何もこの年間の予算を一般市民が入ってこうしなはれ、ああしなはれと言うたこと1つもないでしょう。全部、行政の中で歳入歳出の予算等は組んでるわけですから、議会といたって、ここでわずか10日ほど開いてチェックするだけのことですがいな、ある意味では、いまだかつて議会の政策というて、これをこうしましょうというような基本的なことについては、我々としては介入してない部分が多いですよ。ただ、この議場の中で議論するだけやないか。

そういうことからすれば、やはり行政としてはもっとやっぱり責任を痛感してもらって、豊かな財政再建をしていくと。金が入るような仕組みをとっていくという運営をしないと、これはもう明るい展望、日差しなんかありませんよ。

結果として18年と書いてますけども、これも先行きどうなるやら不透明ですがいな。過去にある借金、現在の借金をどうするかということも考えながら 考えてると思いますけれども、赤字再建団体にならないような財政手法をとってるからこうなってるだけのことで、平たく言えば、今

申し上げましたように火の車の財政ですよ、はっきり言って。ここらあたりをどうしていくのか、一回教えてくださいよ。まず、そのことからひとつお願いします。

議長（成田政彦君） 出口人事課長。

総務部人事課長兼行財政改革推進室参事（出口幸廣君） それでは、私の方から、今回の給与の合理化によりまして一時金なり退職金にどういった影響が出てくるかということで、当然一時金につきましても1%の減額ということになりますので、必要な月数を掛けた場合、当然期末手当の額が減少するというようになっております。

それと、退職手当につきましても、これは退職理由と勤続期間を通じて必要な月数を掛けて出すことになるんですけども、これも12カ月の昇給の延伸に伴いまして、最終やめる時点での給料額が12カ月延伸されたことによりまして下がるということで、影響が出てきます。

以上でございます。

議長（成田政彦君） 神田助役。

助役（神田経治君） 島原議員の方から2点御質問をいただいたというふうに考えてございます。

まず、1点は、身の丈、泉南市という家庭に合った歳出を考えるべきではないかという点でございます。

これにつきましては、確かに地方債という借金で特に普通建設事業を実施する機会が多いわけでございますけども、もちろん一定の限度を超えますと、これは財政の硬直化ということで適当でない財政運営ということになりますけども、やはり大きな事業については、その当該年度で一般財源を出すということについては、基金等の活用というようなことがあれば別でございますけども、やはり市民の方々から求められております道路整備でございますとか、下水道整備でございますとか、特にそういうインフラの部分については、世代間の公平という観点からも、一定地方債という資金調達というのはやはり有効であり、世代を超えて公平にその便益を受け、その世代、世代の方々から税を納めていただいて、その税収で地方債の元利償還金を償還していくということは、一定正当性、公平性があるものではないかというふうに考えて

ございます。

また、これまではそういう地方債を発行いたしましても、一定国の地方財政措置、交付税措置といったものもございましたので、そういったものを活用してまいったということがございます。現在の場合、やはり泉南市の今の財政状況、あるいは地方債現在高等を見ますと、先ほど来財務部長が答弁さしていただいておりますように、一定地方債現在高を落としていくという中で、抑制的な地方債の活用ということをこれからも念頭に置いていかなければならないというふうに考えてございます。

それから、2点目といたしまして、金が入る展望を描く必要があるという御指摘でございまして、これは我々としても当然念頭に置いてるわけでございまして、やはり現在の場合、本市の場合はやはりりんくうタウン、これをどう活性化していくかということを真剣に考え、企業誘致に向けたいろんな努力、それとやはりインフラ整備、そういったものもしていかないと縮小均衡の発想になってはいけないんじゃないかというふうに考えてございます。

それから、先般来御指摘いただきました新しい起業家、そういったものをどうやってこの泉南市に興していくかということでございますけれども、これについても市民生活環境部が御答弁さしていただきましたように、いろんな情報提供、あるいはインターネットを使ったそういう提供をやっていく、あるいは相談に来られた方に対して親身になって相談に乗ってあげると、そういうことを地道にやっていく必要があるかと考えてございます。

したがって、出るものをいかに抑制していくか、また入るものをいかに図っていくかという観点から、今後とも意を尽くしてまいりたいと考えてございます。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 大変勉強不足で恐縮ですけれども、こういう措置を条例を制定して、年間の人件費のトータルですね。これは総額幾らになるんですか、管理職の場合と一般職の場合は。全体的に出ておれば、両方ともお答えをいただきました

いと思います。

それと、本来、現在一般的に不況ですから、企業に勤めるサラリーマンの方とか関係者は、市役所の職員さんになったら結構ですなというのが一般的な風潮なんです。その中で、このような形をやられると、今申し上げましたように今まで奥さん方が喜んで、まあまあ民間みたいなことないという期待なり希望なり持った。

したがって、今回このような措置をとられると、これはもう一家の家庭の奥さん方は、ぎゃふっとくるような感じがすると思うんです。それはしょっちゅう金のある方は別に関係ないでしょうけれども、ローンを払わなきゃならん、あるいはいろんなことに経費が要る、子供を大学に出さなきゃならんという御家庭は大変ですよ、そら、公務員にしる、一般の御家庭にしる。公務員だけがぜいたくしてるという状況ではないと思うんです。

私は本来、泉南市株式会社という社長がしっかりして、やはり従業員については一定の配慮をしてやると。責任を持ってきちっと支えてやるというのが、私は経営者の責任ではないかと思えますよ。だから、僕はもっとこういうことについても、そのかわりきちっと市民に対してはサービスのできるような仕事をしてもらおうというふうに喚起しなきゃならんのではないかなというように思っております。

それと、問題は財政的に苦しいということからこないしてると思うんですけども、このことも私はしょっちゅう議会のたびに申し上げておるんですけども、超過負担の関係ですね、これ。特に、保育所にかかわる超過負担は、これは相当なものですよ、これ。そのことに対して行政は、国や府に対してどのような物を言ってるのか、きちっとやられてるのかどうか、問題なんです。

私はそのことについても、国の責任は国の責任、府の責任は府の責任と言えるような、きちっとした形で門戸を開いて申し入れするべきじゃないですか、これらの解消のために。これは大変ですよ、国の委任事務にしても100%くれていますか。本来財政法では、地方財政法第2条にちゃんと書いてありますがいな。地方公共団体に負担さしてはならんと、国や府の事業に対して。しかし、超過負担

なんかそうでしょう、まさに保育所の関係なんかは。大変ですよ、こんなもの。そこらあたりについてどのようにお考えになってるんですか。

それと、ほかにも事務的な超過負担の経費があると思うんですけども、そういうことについての着眼点は、行政としてどのようにお持ちなのか、もう一度お考えを願いたいと思います。

議長（成田政彦君） 中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今回の健全化に伴います人件費の減額の措置で幾らになるかということですが、平成15年度の当初予算でもお示しいたしておりますように、15年度の当初予算の計上では、人件費総額60億1,854万7,000円ということで対前年度比3.7%の減でございます。これは職員数の減もございますし、この健全化による影響ですね、その辺もあるわけですが、15年度のこの健全化によります影響といたしましては、1億5,700万ほどこの健全化によって影響されると、減額になるということでございます。

それと、15年から18年の4年間、この健全化に伴っての影響額、トータルで7億5,131万9,000円という影響額でございますので、人件費としては15年度から、当初予算から下がってきたということで御理解いただきたいと思っております。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 議員御質問の財政問題の超過負担の問題でございます。

この問題につきましては、従来から市のということですか、地方公共団体の超過負担出てるやないかということで、特に保育所の国庫負担の問題で我々議論してまいりました。そして、今ちょっと申しわけございませんが、手元に決算でどれぐらいの超過負担額が出てるかという資料を持っておりませんので、御容赦願いたいと思っておりますけれども、この問題につきましては、常に我々としましては、市長会を通してですとか、そういった形で国の方に毎年要望しております。そして、その解消については、やはりある程度、一定補助金の単価とか、それを引き上げとかいうことで、毎年ではないですけども、上がってきたという経過もありますので、これからもまたこの問題については、

府あるいは市長会を通じて我々は要望してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（成田政彦君） 島原議員。

16番（島原正嗣君） 財政再建のための手法としてやられておることは大変結構だと思うんですけども、もっと実効性の上がるような、本当に18年3月までにきちっとできるのかどうかということが若干疑問です。

それは1つは、市長が先ほど御答弁をどなたかにしてありましたけれども、合併という当面課題があると。僕らもいろいろ勉強さしてもろてるんですけども、問題は、合併する根拠はもちろん財政難に陥ってるから、弱いものが1つになろうというような感じのものもありますし、そうすれば議員の定数が減るし、市長の数も減るし、それから職員の数も減るだろうというのが、大体合併の基本的な財政再建のための基本になっているのではないかなと思うんです。

したがって、本市はきちとした積算なり計算ができてないようですけども、聞き及びますと、職員なんかは、泉南とまた田尻町とあるいは泉佐野市と職員さんのラスパイが違うでしょうけれども、やはり本来聞いてみますと、例えば高石、堺、美原等々の関係を聞きますと、低いところから高いところに合わせていこうという手法もあるでしょうし、高いところからなかなか低いところに落とすということは大変困難だというふうに思いますが、そういうことを含めて、この18年度の再建計画の中に合うかどうかですね。合併するまでの関係と、合併後の財政に対する試算というものをもう1つ手法を変えて市民に示すべきではないでしょうかね。私はそう思いますよ。

本市の場合、合併した場合はどうかというのは、もう恐らく概算できてると思っておりますけれども、本来そういうこともきちっと議会にも市民の皆さんにも示して、市の職員も幾らになります、財政的にもこうなります、こういうことをきちっと示せるような対応をしてください。お願いをしときます。

それと、ちょっと話変わりますけれども、先般からの国会等の方におきましても議論をされてお

りますが、ILO勧告の問題ですね。御存じですかね。国際労働基準の関係で、日本はまだ公務員に対してのスト権、例えば消防職員がストをやっているとか、あるいは警察に労働組合を認めるとか、平たく言えばそういうことなんですけど、まだ日本の法律では決まってないんですけども、ILOでは批准をせよという勧告を受けてるようです。

したがって、地方自治体においても、やはり労働3権についてきちっと地方自治体としてどう考えているのか。考えがあれば大変難しい問題でしょうけれども、お答えをいただきたいなというふうに思います。

先ほど休憩の時間も出ておりましたけれど、労働基準法からいえば、何時間働いたら何分の休憩を与えなさいという日本の労働基準法の法律があるわけですから、そういうことも含めて、この職員団体に対する本市の考え方を少し教えていただきたい。

以上です。

議長（成田政彦君） 質疑の途中ではありますが、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

中谷総務部長。

総務部長（中谷 弘君） 今島原議員さんからスト権の問題を言われたんですけども、特に賃金にかかわる問題、これは労働者にかかわる問題でございますから、一方的に当局の方で決めて進めるという問題ではないというふうに考えておりますので、これは労働側と十分話をした中で、労使合意の上で改正をしていくという考え方で今後も進めてまいるといふ考え方でございます。

議長（成田政彦君） 向井市長。

市長（向井通彦君） ILOとの関係でございますけども、国際的には日本に対して非常に厳しい勧告が出されております。政府におかれまして、今公務員制度のあり方ということでいろいろ研究をされておられます。したがって、その動向も十分勧案をしないといけないというふうに思いますけれども、我々市長会の方でも今後のあり方という問題については、研究課題ということで取り組んでおります。まだ、道半ばでございますん

で方向性が見え出しておりませんが、今後の1つの大きな課題かというふうに存じております。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本2件に対する質疑を終結いたします。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。和気議員。

19番（和気 豊君） 日本共産党泉南市会議員団を代表し、議案第9号に反対の立場から討論してまいります。

提案の理由趣旨は、財政事情を勘案して財政危機の乗り切り策として、職員に我慢をお願いをしたいということではありますが、今日の財政危機をもたらした原因、その責任は余りにもはっきりしています。市政担当者である市長のこれまでの政策判断を抜きには考えられません。国・府に追随して、空港関連の大型公共事業を空港、りんくうタウンからの税収を当て込んでこれまでやってまいりました。市場岡田線や樫井西岡田吉見線など、いわゆる府の肩がわり道路の建設がつくり出した膨大な借金とそこからくる一般財源、一般財政規模の10%をはるかに超える公債費をつくり出してきたその責任。

そして、2つ目には府下最低の税収であります。この責任も重大であります。

この6年間、職員に多くの我慢を強い、さらに向こう4年間で総額7億5,000万円余の痛みを押しつける行財政改革、朝令暮改とも思える財政健全化計画の強行が本当にやる気を失わしめることにならないのか、極めて疑問であります。そして、今の我慢が将来に明るい展望をもたらすのかということでは、既に議会に示されている将来の約束の履行状況を見ても、安心して任せるわけにはまいりません。

このように見てまいりますと、市政担当者の政策判断、政策選択によってもたらされた財政状況、財政危機を理由に職員の皆さんにこれまで以上に負担を強い、やる気を失わせしめる今回の条例改正は、断じて許されるべきではないことを強く申し述べ、反対の討論といたします。

10号においても同じ理由から反対をいたしま

す。

以上であります。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本2件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号から議案第10号までの2件に関し、順次採決いたします。

まず、議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

続いて、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（成田政彦君） 起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後4時53分 休憩

午後5時57分 再開

議長（成田政彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、日程の順序を変更し、日程第11、議案第16号 泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第23、議案第28号 泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの13件、及び日程第25、議案第30号 平成15年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第44、議案第49号 平成15年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの20件、及び日程第46、請願第1号 地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願、並びに日程第24、議案第29号 平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）の以上35件について先議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 異議なしと認めます。よって、これより日程の順序を変更し、日程第11、議案第16号 泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第23、議案第28号 泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの13件、及び日程第25、議案第30号 平成15年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第44、議案第49号 平成15年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの20件、及び日程第46、請願第1号 地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願、並びに日程第24、議案第29号 平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）の以上35件について先議することに決しました。

次に、日程第11、議案第16号 泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第23、議案第28号 泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上13件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました泉南市手数料・使用料条例の一部を改正する条例の制定についての13件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第16号、泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、泉南市立学校建物及び設備使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、泉南市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、泉南市立青少年の森設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、泉南市営プール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、泉南市立テニスコート設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、泉南市民球場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、泉南

市総合福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、泉南市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についての13議案について、一括して御説明申し上げます。

行財政改革大綱の趣旨に基づき、市が特定のものに提供する役務に対して、より適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から、及び行政財産及び公の施設の利用者に対して、より適正な負担を求め、市民負担の公平化を図る観点から条例の改正を行うものであります。

議案書65ページをお開き願います。議案第16号、泉南市手数料条例の一部を改正する条例の主な改正点は、租税公課に関する証明書の交付手数料など、各種証明書交付手数料等の改定でございます。

改正条例の内容といたしましては、議案書67ページから70ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書71ページをお開き願います。議案第17号、泉南市立学校建物及び設備使用条例の一部を改正する条例につきましては、学校建物及び設備、特に学校プールを使用するときの使用料金の改定を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書73ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書75ページをお開き願います。議案第18号、泉南市公民館条例の一部を改正する条例につきましては、使用料金の改定を行い、あわせて題名を泉南市立公民館条例に改めるなど、手続規定において所要の整備を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書77ページから82ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書83ページをお開き願います。議案第19号、泉南市立文化ホール条例の一部を改正する条例につきましては、使用料金の改定を行い、あわせて手続規定において所要の整備を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書85ページから87ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書89ページをお開き願います。議案第20号、泉南市立青少年の森設置条例の一部を改正する条例につきましては、使用料金の改定を行い、あわせて題名を泉南市立青少年の森条例に改め、使用許可の制限など手続規定において所要の整備を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書91ページから94ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書95ページをお開き願います。議案第21号、泉南市営プール条例の一部を改正する条例につきましては、使用料金の改定を行い、あわせて許可の制限項目の整理等、手続規定において所要の整備を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書97ページから99ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書101ページをお開き願います。議案第22号、泉南市立市民体育館条例の一部を改正する条例につきましては、使用料金の改定を行い、あわせて使用許可取り消し項目の整理等、手続規定において所要の整備を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書103ページから106ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書107ページをお開き願います。議案第23号、泉南市立テニスコート設置条例の一部を改正する条例につきましては、使用料金の改定を行い、あわせて題名を泉南市立テニスコート条例に改めるなど、手続規定において所要の整備を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書109ページから111ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書113ページをお開き願います。議案第24号、泉南市民球場条例の一部を改正する条例につきましては、使用料金の改定を行い、あわせて手続規定において所要の整備を行うもの

でございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書 1 1 5 ページから 1 1 7 ページに記載のとおりでございます。

次に、議案第 2 5 号、泉南市総合福祉センター条例の一部を改正する条例につきましては、使用料金の改定と使用料関係規定の改正を行い、あわせて使用許可の制限の項目の整理等、手続規定において所要の整備を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書 1 2 1 ページから 1 2 4 ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書 1 2 5 ページをお開き願います。議案第 2 6 号、泉南市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、し尿くみ取り手数料、動物の死体処理手数料を改定するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書 1 2 7 ページに記載のとおりでございます。

次に、議案書 1 2 9 ページをお開き願います。議案第 2 7 号、泉南市都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、使用料金の改定を行い、あわせて使用制限の項目の整理等、手続規定において所要の整備を行うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、議案書 1 3 1 ページから 1 3 3 ページに記載のとおりでございます。

なお、いずれの議案も料金改定部分につきましては、平成 1 5 年 7 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 2 8 号、泉南市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書 1 3 5 ページをお開き願います。提案理由でございますが、下水道サービスの安定的な提供を確保する必要から、平成 1 5 年 7 月分以後の公共下水道使用料について、額の改定と消費税加算措置を行い、あわせて規定中の法令を引用している部分について所要の改正を行うため、本条例を提案するものであります。

次に、議案書の 1 3 7 ページをお開き願います。条例改正の内容といたしましては、泉南市下水道

条例第 1 9 条中の「算定する」を「算定した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする」に改正するとともに、別表中、各料金を 2 0 % 増額し、同別表備考中の「第 1 条」を「第 1 条第 1 項」に改正するものであります。

なお、本条例は平成 1 5 年 7 月 1 日から施行するものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これよりただいま一括上程いたしております泉南市手数料・使用料条例の一部を改正する条例の制定についての 1 3 件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております泉南市手数料・使用料条例の一部を改正する条例の制定についての 1 3 件につきましては、1 1 名の委員をもって構成する使用料・手数料に関する審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって、泉南市手数料・使用料条例の一部を改正する条例の制定についての 1 3 件につきましては、1 1 名の委員をもって構成する使用料・手数料に関する審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました使用料・手数料に関する審査特別委員会委員 1 1 名につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

使用料・手数料に関する審査特別委員会委員に、

2 番 竹 田 光 良 君

4 番 大 森 和 夫 君

- 6番 東 重 弘 君
- 8番 奥和田 好 吉 君
- 11番 松 本 雪 美 君
- 14番 南 良 徳 君
- 16番 島 原 正 嗣 君
- 17番 角 谷 英 男 君
- 20番 西 浦 修 君
- 21番 真 砂 満 君
- 23番 藪 野 勤 君

の以上11名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました11名の諸君を使用料・手数料に関する審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましては、よろしく申し上げます。

次に、日程第25、議案第30号 平成15年度大阪府泉南市一般会計予算から日程第44、議案第49号 平成15年度大阪府泉南市水道事業会計予算までの以上20件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成15年度泉南市各会計予算20件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第30号から議案第49号までにつきまして、順次御説明申し上げます。

まず、議案第30号、平成15年度大阪府泉南市一般会計予算についてでございますが、別冊の予算書3ページをお開き願います。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ207億4,471万3,000円とするものでございます。平成15年度予算は前年度当初比16.4%の増となっておりますが、これは前年度が骨格予算の編成となっていたことによりまして、前年度比伸びが大きくなったものでございます。

なお、新年度予算の編成に当たりましては、極めて厳しい財政状況を認識し、財政健全化計画の理念であります財政構造の改革を図ることを基本とし、行政経費の節減と合理化を進めるとともに、旧習にとらわれることなく、施策、事業の全般について見直しを行い、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、市民福祉の向上を念頭に予

算を編成したものでございます。

それでは、歳出の主なものについて簡単に御説明申し上げます。

150ページをお開き願います。企画費の委託料のうち、旧済生会泉南病院跡地利用に係る調査委託料100万円は、病院跡地を本市として有効利用するための利用計画について調査研究を行う経費でございます。

次に、154ページをお開き願います。人権推進費の委託料のうち、人権相談事業委託料250万円は、市民の人権意識の高揚を図り、人権問題の解決に資するための相談事業を行う経費でございます。

次に、179ページをお開き願います。身体障害者福祉費の委託料のうち、障害者計画策定委託費420万円は、障害者（児）福祉の増進を図るため指針となる計画を策定するための経費でございます。

次に、184ページをお開き願います。老人福祉費の委託料のうち、痴呆講座運営委託料40万円は、痴呆の理解と早期発見のため、また痴呆性高齢者や介護者へのケアを支援するための痴呆講座を行うための経費でございます。

次に、206ページをお開き願います。火葬場費の工事請負費1,130万円は、老朽化が目立ちます西信達火葬場の上屋の改修整備などに要する経費でございます。

次に、221ページをお開き願います。（仮）農業公園整備事業費の3億6,234万5,000円は、市民に対するレクリエーションの場の提供と、地域農業の振興を図る仮称農業公園の整備に要する経費でございます。

次に、225ページをお開き願います。商工振興費の委託料135万円は、泉南市の観光資源をアピールするため、各イベントや窓口で配布する観光ガイドマップを作成するための経費でございます。

次に、226ページをお開き願います。雇用対策費の委託料のうち、地域就労支援事業委託料356万4,000円は、あらゆる就労困難層に対し、就労に至るまでの支援を実施するための調査、研修、講座、相談を行うための経費でございます。

次に、240ページをお開き願います。信達樽井線改良事業費の5億6,347万円は、都市交通の円滑化を図るとともに、市のシンボルロードとして魅力あるアメニティ豊かな道路空間づくりを行うための経費でございます。

次に、251ページをお開き願います。消防施設整備事業費の委託料のうち、設計委託料1,000万円並びに工事請負費7,289万9,000円は、消防庁舎の耐震改修を行い、防災拠点としての安全確保と防災体制の充実に要する経費でございます。

次に、279ページをお開き願います。留守家庭児童会費の工事請負費2,350万円は、樽井小学校内に下校後保護者が不在となる小学校1、2、3年生を対象とするチビッコホームが手狭になったことなどによる施設整備に要する経費でございます。

お手数ですが、13ページにお戻り願います。第2表で債務負担をお願いいたしておりますが、主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。

信達樽井線用地取得事業につきましては、歳出予算でも御説明いたしましたが、信達樽井線改良事業の実施に伴います土地開発公社による用地の先行取得並びに物件補償に要する経費の債務負担でございます。

次に、産業廃棄物処理用地取得事業でございますが、現在土地開発公社が保有する本市産業廃棄物処理用地、通称首池不燃物処分地において、土地開発公社が隣接地と土地交換を行い、売り渡し地の粗造成を行なうため掘削したところ、産業廃棄物的土砂が湧出したことから、適正処理を行うための事業経費の債務負担でございます。

また、第3表の地方債につきましては、14ページから15ページに、歳入の明細につきましては113ページから137ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第30号についての説明とさせていただきます。

次に、議案第31号から議案第42号までは、平成15年度各財産区関係の予算でございます、17ページの樽井地区財産区会計から61ページの浅草共有山財産区会計予算までの12財産区会

計でございます。

明細につきましては、323ページから370ページにかけて記載しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、65ページの議案第43号、平成15年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ783万1,000円とするものでございます。

明細につきましては、371ページから374ページにかけて記載いたしております。

次に、69ページの議案第44号、平成15年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ55億2,427万6,000円とするものでございます。

明細につきましては、375ページから397ページにかけて記載いたしております。

次に、75ページの議案第45号、平成15年度大阪府泉南市老人保健特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ47億4,379万7,000円とするものでございます。

明細につきましては、399ページから405ページにかけて記載いたしております。

次に、79ページの議案第46号、平成15年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ24億747万7,000円とするものでございます。

明細につきましては、407ページから424ページにかけて記載いたしております。

次に、85ページの議案第47号、平成15年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ2,575万1,000円とするものでございます。

明細につきましては、425ページから428ページにかけて記載いたしております。

次に、89ページの議案第48号、平成15年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ22億5,083万2,000円とするものでございます。

明細につきましては、429ページから447ページにかけて記載いたしております。

次に、議案第49号、平成15年度大阪府泉南市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書は別冊となっております。別冊1ページの予算総括表の収益的収支でございますが、収入額16億7,073万3,000円で、対前年度比は238万7,000円の減、対する支出額が16億6,931万5,000円でございます。対前年度比4,476万5,000円の増を見込むもので、収支差し引き141万8,000円の黒字となっております。

次に、資本的収支でございますが、収入額9億8,587万2,000円で、対前年度比は7,577万8,000円の減、対する支出額11億6,362万3,000円、対前年度比4,798万3,000円の減を見込むものでございます。収支差し引き不足額1億7,775万1,000円でございます。損益勘定留保資金等で補てんするものでございます。

なお、明細につきましては、31ページ以下に記載をいたしております。

以上、第30号議案から第49号議案まで簡単に説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これよりただいま一括上程いたしております平成15年度各会計予算20件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成15年度各会計予算20件につきましては、11名の委員をもって構成する平成15年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって平成15年度泉南市各会計予算20件につきましては、11名の委員をもって構成する平成15年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員11名につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。これより指名いたします。

平成15年度予算審査特別委員会委員に、

- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 井原正太郎君 |
| 3番 | 中尾広城君 |
| 6番 | 東重弘君 |
| 9番 | 谷外嗣君 |
| 10番 | 上山忠君 |
| 11番 | 松本雪美君 |
| 12番 | 北出寧啓君 |
| 13番 | 稲留照雄君 |
| 15番 | 堀口武視君 |
| 19番 | 和気豊君 |
| 22番 | 巴里英一君 |

の以上11名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました11名の諸君を平成15年度予算審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましては、よろしく御願申し上げます。

次に、日程第46、請願第1号 地元経済を破綻させるイオングループ（ジャスコ）の誘致と65億円もの関連道路建設計画の白紙撤回を求める請願を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしております請願文書表のとおり、所管の産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、日程第24、議案第29号 平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（成田政彦君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。神田助役。

助役（神田経治君） ただいま上程されました議案第29号、平成14年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

平成14年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第

96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書139ページをお開き願います。補正の内容といたしましては、歳入歳出の総額にそれぞれ8,402万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ211億1,688万3,000円とするものでございます。

次に、議案書147ページをお開き願います。歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。人事管理費の職員手当等の3,964万1,000円は、普通退職等2名に対します退職手当でございます。社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金23万5,000円は、水道料金に係ります福祉減免対象者によります経費を補正するものでございます。成人病対策費の委託料302万8,000円は、子宮がん検診、基本健診に係ります健診対象者の増加によります経費を補正するものでございます。

次に、議案書148ページをお開き願います。清掃総務費の負担金、補助及び交付金1,080万6,000円は、合併処理浄化槽の整備に伴います事業補助に要する経費を補正するものでございます。

次に、議案書149ページをお開き願います。公債費の元金、償還金、利子及び割引料2,072万8,000円は、地方債の借り入れに係ります今年度中の元金償還額が確定したことにより、その経費を補正するものでございます。

なお、歳入歳出の明細につきましては、議案書145ページから150ページに記載しておりでございます。

以上、簡単であります、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（成田政彦君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。 東議員。

6番（東 重弘君） 1点だけお伺いします。簡単にお聞きしますので、よろしく。

ここに全期前納報奨金の補正が組まれております。当議会、廃案になりましたが、11号議案として御説明をいただいたときに、通年四千五、六百万という額をお示しになりまして、補正前は4,

000万という額で670万という大きな額が補正されております。全期前納報奨金はたしか5月31日が納期ではなかったかと、このように思います。今、この時期になぜ4,500万、600万という額で推移してきたものが、これは決算で、最終の調整だと思うんですけども、なぜこの時期の補正なのか、ひとつそれを御説明願いたい。来年の予算じゃないでしょうね、これ。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） 今回、この納期前納付の報奨金につきまして、673万9,000円3月補正をお願いしております。通年、大体予算の計上の仕方としまして、当初予算に一応4,000万円ことし計上させていただいております。そして、数字につきましては、議員おっしゃるとおりそのころに確定するんですけども、最終いつもこの報奨金、既に税金が納められておりますので、そのときにはもう報奨金は税金との相殺という形で数字が固まっているわけでございますけれども、この最終の決まった数については、いつも3月の補正で最終補正をお願いしてるということもありまして、今回も3月の補正で673万9,000円の補正をさせていただいたということでありますので、御理解のほどをお願いしたいと、このように思います。

議長（成田政彦君） 東議員。

6番（東 重弘君） これ、全期前納になったのが11年でしたかね。それまでは、各期とも日延べ計算か何かでずっとやってましたね。違いますか。そういうことの名残がこの3月やと、こういうことを引きずってるんじゃないですか。行財政改革であれば、こういうようなものはもっと早くすべきでしょう。こんな怠けてると言われる可能性のあるものを次期から、来年度から変えたいかがですか。

議長（成田政彦君） 谷財務部長。

財務部長（谷 純一君） この予算の調製時期につきましては、平成15年度我々はその部分についてはまた検討してまいりたいと。（東 重弘君「検討」と呼ぶ）

要するに時期につきましては考えてまいりたいと、このように思います。

議長（成田政彦君） ほかにございませんか。

以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る28日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（成田政彦君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る28日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後6時37分 延会

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 成 田 政 彦

大阪府泉南市議会議員 北 出 寧 啓

大阪府泉南市議会議員 稲 留 照 雄

（了）